

第2回 農林水産業・地域産業振興TF 議事概要

1 日時：平成19年4月20日（金） 15:00～19:00

2 場所：永田町合同庁舎2階第2共用会議室

3 議題：厚生労働省からのヒアリング及び意見交換

「生鮮食品の栄養成分の表示について」

農林水産省からのヒアリング及び意見交換

「生鮮食品の栄養成分の表示について」

「奨励品種指定制度、産地品種銘柄指定について」

「加工用米、政府米の買入入札等の情報提供について」

「品種登録について」

「区画整理、基盤整備事業について」

「農業金融の円滑化について」

4 出席者：【規制改革会議】

八田主査、安念委員、米田委員、本間専門委員、大泉専門委員、
昆専門委員

【厚生労働省】

医薬食品局食品安全部新開発食品保健対策室 室長 玉川 淳

【農林水産省】

1．生鮮食品の栄養成分の表示について

生産局 農産振興課 課長 竹森 三治

消費・安全局 表示・規格課 課長補佐 箆島 一宏

2．奨励品種指定制度、産地品種銘柄指定について

生産局 農産振興課 課長 竹森 三治

消費・安全局 表示・規格課 課長補佐 箆島 一宏

総合食料局 食糧部消費流通課 課長 島田 純

3．加工用米、政府米の買入入札等の情報提供について

総合食料局 食糧部計画課需給調整対策室 室長 吉井 巧

4．品種登録について

生産局 種苗課審査室 室長 小平 均

5．区画整理、基盤整備事業について

農村振興局 企画部資源課 課長 富田 友幸

農村振興局 整備部農地整備課 課長 雑賀 幸哉

6．農業金融の円滑化について

経営局 金融調整課 課長 天羽 隆

経営局 協同組織課 課長 石井 俊道

経営局 協同組織課経営・組織対策室 室長 村井 正親

1 生鮮食品の栄養成分の表示について

八田主査 お忙しいところをお越しくださいますありがとうございます。第2回「農林水産業・地域産業振興TF」を開催したいと思います。

こちら側の委員でまだ御存じないのは、安念委員はもうお会いになりましたね。あとは大泉専門委員と昆専門委員が初めてかもしれません。よろしく願いいたします。

それでは、こちらで前もって質問事項を提出させていただいていると思いますので、早速御説明をお願いいたします。

玉川室長 食品安全部の新開発食品保健対策室の玉川でございます。

いただいた御質問に答える前に、栄養に関する表示というものはなかなか全体像がわかりづらいところがありますので、ごく簡単にアウトラインだけ、横長の資料で御説明した後、個別の御指摘をいただいた事項についてお答えすることといたしたいと思っております。

まず、一般的に栄養の表示に関して関わりが出てきますのは、栄養表示基準というものがございます。これ自体は、生鮮食品の取扱いについては別なのでございますけれども、一般に販売に供する食品について、成分の量とか熱量、こうしたものを栄養表示というのですが、これを行う場合のルールというものを定めております。

消費者に対する情報伝達とかということを考えますと、情報は多ければ多いほどとか、あるいは豊富であればというような気持ちもあるところだと思っておりますが、一定のルールに則ってやらないとかえって誤認をさせるといったようなおそれもありますことから、こうしたようなものが定められているというところでございます。

栄養成分に関する表示、あるいは特に摂取の状況から見てそれが欠けがちなものについては「補給ができる」旨の表示とか、逆に過剰になりやすいものについては「適切な摂取ができる」旨の表示、こうしたときのルールというものが栄養表示基準の中で定められているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、それでは生鮮食品についてこれらのルールがどのように関与しているのかということについてでございますけれども、米などの生鮮食品につきましてはこれらの栄養表示基準の対象外というふうに、されているところでございます。

その考え方といたしましては、同種の食品であっても、季節とか生産地で含有の量の変動が激しいとか、そういうことによりまして、直ちに基準の適用にはなじまないところがあるのではないかとことから対象外とされているところではあります。その趣旨を考えますと、生鮮食品において栄養成分の量や熱量等の表示を禁止するといったことから対象外としているものではありませんので、カロリー等の栄養表示を行うこと自体はそれによって禁じられているものではないと考えております。

ただし、消費者に対する適切な情報提供といったことが一番求められているところでもありますので、その表示の中身と実際の内容が合致していることは表示一般論として大事なことだと考えております。

ここで違った話になるわけでございますけれども、何々オフとか、低何とかといったような表示が、先ほどの1枚目でも熱量、脂質、コレステロール等については、いろいろ一般的な栄養表示基準の中でできるというところがあったわけでございますけれども、それ以外に病者用あるいは乳幼児用の表示ということで、そうした者のための特別の用途の食品というようなカテゴリーがありまして、特別用途食品というのですが、その中で、低たんぱく食品につきましては、許可がないとそうした特別用途食品の表示ができないということになっておりまして、そうしたところでたんぱく質の摂取量や何かを減らすような腎臓病患者の食事療法のための食品制度、特別のカテゴリーがあるところがございます。

従来より、その解釈といたしまして、私どもの方では何々オフとか低何とかということで、たんぱくについて表示するということについては、この病者用のカテゴリーで対応していただくことを制度のところから必要と考えているところでありまして、そうした形で対応しているところでもあります。

雑駁でございますけれども、以上が全体の流れでございますので、具体的に個別に御質問のあった事項についてお答えしたいと思います。

まず(1)でございますけれども、生鮮食品の栄養成分表示について、例えばコメの場合、栄養成分を米袋に表示して販売することは可能かということでございますけれども、ただいま申しましたように、栄養成分の表示、どういう栄養成分があるかを表示することにつきましては、生鮮食品であっても、その内容と実際の食品の栄養成分が一致するものであれば、栄養成分表示を行うということは可能と考えております。

(2)でございますけれども、米であれば、品種ごとに栄養成分に差異はないとお考えかという御質問でありますけれども、一般論として、生鮮食品というのは、先ほど申しましたように、同種の食品であっても、そもそも季節とか生産地とかで違うということがございますので、品種とか個体ごとなどによって成分に差異があり得るものというふうに一般論として考えております。

米の場合、品種ごとに内消化性が異なるので、エネルギーなどの成分は異なるのではないかという御指摘でございますけれども、私どもの表示の中身というのは、まさに食品に含まれている栄養成分そのものでありまして、それがどのような消化をされ、吸収されといったところではなくて、どれだけ含まれているかというところで統一して表示の基準を定めておりますので、内消化性に関わりなく、客観的にいかなる栄養成分を含有しているかどうか。これはすべての食品で同じルールでやっているものであります。

内消化性のお話等々でございますけれども、前述のとおり、品種によっても成分の含有量には差異があるものと認識しているところでございます。

品種ごとに栄養成分が異なるのであれば、品種ごとの栄養成分を米袋に表示することも可能とすべきと考えるがということでありましてけれども、品種ごとに成分が異なっているかどうかという問題ではありませんので、栄養成分の表示について、中身と実際のところとがちゃんと一致するというのであれば、それは可能でありますし、その内容がずれていれば、それは問題であるということでもあります。

(5)の、栄養成分が異なるのであれば、他の品種の栄養成分と比較してたんぱく質の吸収量が低い品種の場合「低タンパク質米」「タンパク質 %オフ」「タンパク質 2/3」等と米袋に表示して販売することが可能かという御質問でございますけれども、(3)で申しましたが、内消化性とかそうした吸収率とかということの問題でなくて、成分としてどれだけ含まれているかということでございますので、吸収率が低いからといって、含有量が低いということは認められていないというところでもあります。

生鮮食品につきまして、健康増進法に基づきます特定保健用食品、それから、先ほども説明いたしました特別用途食品の対象となるか否かということについてでございますけれども、生鮮食品でありまして、そのことをもって健康増進法に規定する特定保健用食品、それから、特別用途食品の許可の対象から除外されるものではございません。

いただいた質問に対する回答は、以上であります。

八田主査 どうもありがとうございました。

まず最初に、私から伺わせていただきたいのは(4)のところですが、「栄養成分の表示については、表示内容と実際の食品の栄養成分が一致するものであれば、当該食品の包装等に栄養成分表示を行うことは可能である」という御回答なんですが、この「一致するものであれば」というのが、常識的に考えて、ある統計的な誤差の範囲内という統計的な処理をするんだと思うんですが、それは大体どういう基準なんですか。

玉川室長 これは、表示の一般論のお話ではあるのですがけれども、先ほどの生鮮については適用されないと言いました栄養表示基準の中では、たんぱく質の場合、±20%というところが誤差として定められているところでありまして、消費者に対する正確な情報提供というところの趣旨を考えると、そこでの値というのが参考になって、個別に事業者の方でやる際には、基準によって定められていることではありませんから基準の遵守として出てくる話ではありませんけれども、類似したようなところでそうした表示がある以上、そういったものが世間的には妥当と考えられるラインなのではないかと思われまして。

八田主査 わかりました。

安念委員 その前提なんです、私も室長と同じ法学部なものですから、どうしても頭を整理したいので伺うんですけれども、生鮮食品の栄養成分表示について規制している法令というのは、そもそも存在しておりますか。

玉川室長 栄養表示基準につきましては、適用は除外をされてあります。

安念委員 何法の適用が除外されているんですか。

玉川室長 栄養表示基準自体は、健康増進法に基づき定められています。

安念委員 そのおっしゃる基準というのは、法形式としては厚生労働大臣の告示か何かですか。

玉川室長 基準自体は告示でありまして、法律の 26 条に基づき告示が定められております。

安念委員 生鮮食品については告示の範囲外だというのは、26 条で決めてあるんですか。それとも、告示の中で決めてあるんですか。

玉川室長 告示の中で明示されております。

安念委員 そうしますと、生鮮食品の栄養成分表示について規制をした法令はないんですね。民法や刑法の詐欺罪とか、不正競争防止法、そういうものは別ですけども、御省所管ではないんですね。

玉川室長 失礼しました。先ほど 26 条と言いましたけれども、31 条だったので、そこは訂正いたします。

表示基準の適用に関しては、おっしゃるとおりであります。

安念委員 それでは、表示基準の適用外で、御省所管の他の法令が生鮮食品の栄養成分表示について規制しているということはあるんですか。

玉川室長 成分の表示についてはございません。

安念委員 ないんですね。

玉川室長 厚生労働省の所管するところで、正面からそのものについて規制をしているものはございません。

安念委員 だとすれば、申し訳ないけれども、後の質問についても、当省所管の法令は何も決めていないから別に何も決めていません。つまり、放任された行為であるというお答えになるのが論理的ではないんですか。

玉川室長 (5) とか (6) につきましては、特保の制度とか、特別用途食品の制度との関係がございますので、その関係からの整理をさせていただいておりますけれども、そういうことでございます。

法令の根拠についてのお尋ねであります、委員御指摘のような整理になるのかなと思います。

安念委員 つまり、特保その他の脇の制度があって、そこを邪魔するような表示はいけない。これは 31 条の問題ではなくて別の制度から、言わば軒先から出てきたような規制ということになりますね。それは当然です。ほかの制度の趣旨を侵害

するような表示をしてはいかぬというのは当たり前の話だけれども、そうすると、そういうもののお邪魔をしなければどう書いてもいいということですね。

玉川室長 法令に違反をしているかというような言い方であれば、そのとおりであります。

一般論として、私ども、食品のリスクコミュニケーションという中で適切な情報提供に努めてくださいということは事業者に対してお願いしているところでありますので、それはそうです。

安念委員 それでは、例えば低たんぱくでないのに低たんぱくと書いて買わせれば、恐らく刑法上、詐欺罪です。あるいは民法上もそうだと思うし、更に他のコンペティターとの関係では、多分、不当な表示なんだから、不正競争防止法に触れると思うんです。

だけれども、それは御省の所管の話ではないから、御省所管の法令で言えば、要するに今、教えていただいたところでは、別がない。一般的な商道徳があるだけである。

玉川室長 低たんぱくにつきましては、先ほど言いました特別用途の関係でございます。

八田主査 それでは、成分表示に関しては、それで決まりだということですね。そうすると、今の20%前後ということも、法律的には特に適用されないということですね。

玉川室長 法律的にはそういうことです。消費者の受け止め方として、私どものところは、栄養表示基準の世界ではこういうことになっておりますので、それを消費者は念頭に置かれるのではないのでしょうかということでございます。

安念委員 それは紙にしておられるんですか。生鮮食品の、一応、20%が横に基準としてあるから、それを紙にはしていらっしやらないんですか。

玉川室長 それは紙にはなっておりません。

安念委員 聞かれればそうおっしゃっているということですね。

玉川室長 そうです。照会があったならば制度を紹介して、申し上げたようなことを言っているだけです。

安念委員 法学部的にはよくわかりました。

八田主査 もう一つだけ、私も今の安念さんのので基本的にはわかりましたが、20%というのを今度、政策的にリコメンドされるとしましょう。すなわち、従ってもいいし従わなくてもいいけれども、20%にしたらいいだろうと思うというって推薦されるとします。その場合は、これはどういう機関で検査してもらうということが普通なんですか。

玉川室長 結果として、それは範囲内に合致していれば表示基準に違反していないということで取り扱っているだけでありますので、私どもの方は、例えば食品衛

生監視員とかが収去したときに、その範囲から外れているということであると、これは問題の食品になるということだけでありまして、実際に証明書があるとかないとかというのではなくて、範囲内に収まっていけばです。

八田主査 わかりました。加工物に関しては、ある意味で抜き打ちのチェックがあって、それにたえられればそれでいいということですね。

玉川室長 表示基準が適用されている範囲については、そういうことになります。

八田主査 わかりました。

どうぞ、大泉先生。

大泉専門委員 似たような話になるかも知れないのですが、表示違反というコンセプトはあるんですか。

玉川室長 健康増進法で定められております表示基準に対しましては、それに対する罰則があります。

大泉専門委員 罰則があるんですね。それは行政が対応するわけですね。

玉川室長 最終的には刑事罰までありますので、それは検察当局なり、最終的には裁判所や何かで審議され得るものということにはなりません。

大泉専門委員 その発見とか摘発は食品衛生監視員ですか。

玉川室長 行政的に、そうしたものについて検査をしたり、収去したりといったような手続は、食品衛生監視員とかそういうところが担当することになります。

刑事規制については、最終的には刑事当局ということなのだと思います。

大泉専門委員 入り口は食品衛生監視員ですね。

玉川室長 はい。

大泉専門委員 そうすると、同じ質問になるかもと申し上げたのは、例えば大手企業等では日常的に栄養成分の検査を自社の中ですることが多いのだろうと思いますが、通常、ここで問題になっているお米の様に、零細業者、農家といったところは、どういった機関で検査をすればいいのかということなんですが。公設の何か検査機関があるんでしょうか。

玉川室長 特に、それについて法的な規制があるわけではございません。

大泉専門委員 あるいは役所が推奨しているとか、制度として準備しているとかというのはないんですね。

玉川室長 はい。

大泉専門委員 例えば、お米だったら穀物検査の仕組みが農水省サイドにはありますが、それに類似する機関はないんですね。

玉川室長 最終的に、中身というものが表示のところと合致していればということになります。

大泉専門委員 わかりました。ありがとうございます。

八田主査 昆先生、何かございますか。

昆専門委員 これは「低タンパク質米」という表現ではなくて、このお米は吸収しにくいというような表現をしてもいいんですか。

八田主査 私も同じ質問をしようと思ったんですけれども、例えばマッサージ師であるというには国家資格を持っていなければいけないけれども、整体師といえは全然誰でもやっているわけです。そういった形で、この特定の「低タンパク質米」というのは使えないけれども、他の言い方ならいいのかという御質問だと思うんです。

昆専門委員 現実には、野菜とか何かであれば、こういうふうなものが多いですと言っていることは幾らでもあるケースです。

玉川室長 今の成分とかという意味での規制からは外れると思いますので、それについて成分や何かに関する規制ということとはかかっているとは思いますが、別の条項でありますけれども、健康増進法の中では「誇大表示の禁止」という規定がありまして「何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項（以下「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない」という一般的な規制がありますので、それに反してはならない。

昆専門委員 「著しく」というのは、どの範囲をいうんですか。

安念委員 それは「著しく」としか言えないでしょう。

ただ、施行規則 18 条の 1 号から 4 号までの事項なんだから、そこにはたんぱく質は含まれているが、吸収しにくいという事項は、この 1 号から 4 号のどれにも入っていないから、そもそも 32 条の 2 の規制のカバレッジではないのではないですか。私はそう読めるように思うんです。

私は法令を見ていないんですけども、言ってもしょうがないのでね。

玉川室長 吸収だけにつきましては、そうかもしれません。その上の、それによって保持増進の効果等ということに対して、事実に相違したなり、強引にさせるようなことがなければ、その規定はかかっていない。

安念委員 そうでしょう。だから、腎臓病がよくなりますとか、そんなことは書いてはいけないけれども、客観的な事実として、吸収は他よりも 3 割悪いとかそういうものは全然、この法令上の規制にはひっかからないと思います。

玉川室長 法規制がどこまでかかっているかという適用範囲の問題といたしましては、御指摘のような、モラルのことは別として、法規制の適用範囲としてはおっしゃるとおりだろうと思います。

八田主査 間違っただけ情報が伝わらないような規制をきちんとすべきだけれども、正しい情報はできるだけ伝わるように促進しないとまずいと思います。

玉川室長 おっしゃるとおりでありますけれども、消費者の方のリテラシーなど

にも照らしますと、原著の論文が出てきてもなかなかわかりづらいところがありますので、やはり一定の「低」とかなんとかといたらこういうものを指すとか、コンセンサスということが大事ということです。

八田主査 今の法律が間違っているとかではないので、それはそれでいいんですけども、そこから外れるものについてはなるべく自由におやりくださいと言った方がいいのではないのでしょうか。

玉川室長 そこは、最終的には事業者、表示する者が責任を負って、ちゃんと自ら情報提供をしなければならぬところがあるのだらうと思います。

八田主査 そうしないと、いいものが世の中に伝わりませんからね。

昆専門委員 農水省の試験研究機関がこういう機能性食品の開発をしようということで、米の新しい品種開発をしようということで進めてきたことなんですけれども、それで、ある一部の生産者たちにそれを試作させていったものがあるんです。そういう中では、いろいろそういう成分チェックみたいなことも試験研究機関レベルでやっていたんですけれども、ある時期から、そのハンドルが変わってきたということが生産者の方から言われているんです。

八田主査 健康増進法ができた時期でしょう。

昆専門委員 それで、その件に関して、農水省とこういうすり合わせというのは随分ある時期から行われたことがあるんですけれども、この件に関してはいかがでしょうか。

玉川室長 私は、必ずしも現在の部署は長いわけではありませんので、過去の経緯についてすべて承知しているわけではありませんけれども、関係省庁から当省が所管している法制度の中身について照会があれば、適時、お答えをしてきたはずであります。それに尽きます。

八田主査 どうぞ。

米田委員 質問の(1)に戻るんですけれども、生鮮食品の栄養成分表示というのは、これからいろいろ行いたいというようなニーズが増えてくると思いますが、今は基準がないということですが、(1)の回答に書いてあります「表示内容と実際の食品の栄養成分が一致するものであれば、当該食品の包装等に栄養成分表示を行うことは可能である」というようなお答えを、もし聞かれた場合はされているように思います。ただ、この一致というのは具体的には、生鮮食品の場合は非常に難しいものがあるので、大まかに、このぐらいの範囲で大体誤差に収まっていれば認められるというようなものはあるのでしょうか。

玉川室長 むしろ、なかなか当てはまりづらいところがあるので、表示基準そのものをそこに一律にかけるということは適さないということで、関係者からの御意見等も踏まえ、このような形になっているものでございまして、そこは個別の事情がいろいろあるんだらうと思います。

その個別の事情に対して、生産者、あるいは事業者の方で消費者の方から尋ねられれば、納得のいくような対応ができれば一般論としてはいいのだらうと思います。それに対して私どもの方が、更にこういうことをしなければ問題であるとかというようにことを申し上げる立場にはないということです。

八田主査 わかりました。ほかに御質問はないですか。どうぞ。

事務局 「特定保健用食品、特別用途食品の対象となる」と書かれているんですけども、いろいろデータを提出して許可を求めなければいけないと思うんです。その際に、一般の加工食品と違って、生産した量全てについて分析するのは難しい。そうすると、トン当たり何キログラム抽出したものの結果を持ってこいとかそういった決まりがある上で、これは「対象となる」となっているのか。

玉川室長 量の問題ではありません。

事務局 作った生産量が全体で1トンなのか、2トンなのかわかりませんが、それも、それを全て審査なさるといことなんですか。

玉川室長 そうではなくて、こういうものであれば、これだけの有効性がこれだけの安全性があるということを証明していただければ審査されるということになります。

ただ、通常の場合、穀物とかそういうものではありませんので、トンとかなんとかというものではないのです。

事務局 ですから、お聞きしているんですけども、それでは、つくった量の何割の分を御提出すればいいとかという決まりはあるんでしょうか。

玉川室長 そもそも、生鮮とかということではばらつきがあるということでありまして、なかなか本来、食べても有効性がないとかというような結果が出てきかねないところがありますので、そこは多分、いろんな形でコントロールをされて、ある程度、安定したようなものを確保されて、これを摂取すればこういう有効性が出るんですという証拠を積み上げられるんだと思うんです。ですから、十分なものがあれば大丈夫ということなんだろうと思います。

ですから、たまたまロットではなくて全体を管理できるような均質性、安定性みたいなものがあって、それを、そういう品種だか何だかを摂取して、有効性と安全性も確保されているということであれば審査ということになるのだらうとは思いますが、そこはなかなか、今までは生鮮で取られたものはないということですので、審査の過程では個別には専門家の方からいろんな議論があると思いますが、考え方としては、そのカテゴリーの中でちゃんと、こういうものを取ればこういう構成で出てくるということが証明されていれば、大丈夫ということだらうと思います。

八田主査 そうすると、生鮮の方は、今、まさに事務局が伺ったことはもう一つの課題だと思います。しかし、そもそも、健康に役に立つ成分だというメッセージ

を伝えることができるならば、そういう健康食品的な農産物がどんどん開発されていくことになるわけで、非常に望ましいことだろうと思うんです。

そうすると、そういう人たちが特保を得るときに、そういう成分を持ったものはこういう健康に役に立つという医学的な論文をきちんと付ける。さらにこういう検査をして、大体、どういうサンプルの検査をして、何%以内のばらつきできちんと収まっていればそれなりのことを認めてもらえるという予測可能性のある基準をお示しいただければ、こういう産業をこれから守り立てていくのに非常に役に立つのではないかと思うんです。

玉川室長 全ての食品は、そもそも栄養素を含んでいるものでありまして、それを摂取することは本当に体にとっていいことだと思いますけれども、特保の場合は、やはり特別の用途でそれが効くということが有効性と安全性が確保されているということだろうと思います。

審査をする際に当たって、どこまでであれば有効性が出てくるかどうかというのは、今までの科学的知見の積み重ねによって出てくるところでありますので、なかなかそういうところがパイオニアなものにとっては、私どももそういうものが積み重なれば、先日お示ししたような規格基準の定立とかと違ってどんどん簡素化を図っていきたいと思うわけですが、集積するまでの間は事業者の方からいただいた資料を基になるべく整理をしてというところをやるしかないので、まさに生鮮の場合、個別の事情というものが本当に作物によってもあると思いますので、そういうものを踏まえた上でなければ審査は難しいのかなと一般的には考えております。

そういう中でも、いろんな知見の集積を待って頑張りたいと思っております。

八田主査 まさに、医学的な論文を付ける。そして、もう一つが、結局、どのくらいのバリエーションがあればいいのかということについて、相当厳し目の基準を作るとにかく始められれば、少なくとも予測可能性ができると思うんです。それが全くわからなかったらどこまでやっていいのかがわからなくて、そういう検査に2億円かかるかも知れないと言われている中で、そもそも審査の要請をする準備すべきかどうかというところで大変迷うと思うんです。

だから、相当厳し目でもいいから、最初は基準を出されたらいいのではないかと思うんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

玉川室長 なかなか個別には難しいところがあると思いますが、さまざまな制度のといえますか、対象物質や何かがある中で、専門家の御意見、あるいはこの分野をやっております科学研究の中でいただいた問題意識といったものを生かせるようなといえますか、御期待がどういうところにあるかはわかりますので、できないの問題ではなくて、そうした要請が一方にあるということを考えて当たりたいていと考えております。

八田主査 生鮮食品一般といっても確かに難しいかもしれないけれども、穀類とか、米とか、麦とかそういうことに関して、かなり厳し目でいいから基準を設けられるというようなことをやる。これはある意味で規制をつくるということですけども、それが大変役に立つのではないか。今のままだと、やはり生鮮は外れているから、そこが非常に暗黒地帯になってしまっている面があると思うんです。

昆専門委員 例えば、麦などの品質検査がありますね。たんぱく何とかとか、それで規格ができていますね。それは実際の規格であるわけですから、そこと同じようにできないんですか。個別の小さ過ぎる話なのかもしれませんけれどもね。

玉川室長 知見の集積があればということなのですけども、こういう有効性とかといった、新開発食品としての保健機能食品としてのそうした整理というところは、まさに今、そうやって研究開発がようやく実を結びつつある段階でありますので、その段階で更に先のところというのは、なかなかこの場でお答えするのは難しいところもあります。

昆専門委員 例えば、生鮮品などではないかもしれませんが、アメリカでいろいろ成人病にならないような油を大豆でつくるといって、新しい品種が随分普及しているという話を聞いたことがあるんですけども、そういうようなものは加工品としての油として評価されているわけで、大豆としてそういう評価がされているわけではないんですね。

玉川室長 エンドユーザー、消費者のところから見ますと、生鮮食品自体は自分のところで購入して、それを加工するというのではなくて、商品として入手するといったもののところをまさに規制といいますか、しっかりと担保してほしいということだろうと思いますので、そのところでどういう有効性とか何とかが付いているかどうかをチェックするというのが、川下の方から見ています私どものところからすると、対応ということになります。

安念委員 何だか難癖をつけるようで申し訳ないんですけども、この用意していただいた横長のものですが、例えば「タンパク質 %オフ」といった表示については、適切ではないという指導をしておられて、適切である、適切でないという、一種のモラルとしてはそうだという考え方はあるかもしれないけれども、特別用途表示については法 26 条 1 項で「特別の用途に適する旨の表示（以下『特別用途表示』という。）をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない」というのであって、この許可を受けないで特別の用途に適する旨の表示を行うと罰則がかかるということになっていますね。

つまり、許可を受けないでするのを禁止されている行為は、特別の用途に適する旨の表示ですね。これは表現の仕方はいろいろあるかもしれませんが、特別の用途に適する旨の表示を無許可でやってはいけないと言っているだけなんだから「タンパク質 %オフ」であるのが、勿論、客観的な事実と合致していればの話ですけど

ども、そういう前提であれば別に禁止されていないのではないですか。

玉川室長 その特別の用途に適する旨の表示の解釈通知といたしまして、幾つか該当するものを挙げているんですが、その中に、通知のままで固い言い方になるのですが、「許可対象食品群名に類似の表示をすることによって、病者用の食品であるとの印象を与えるもの」というのを解釈通知の中では示しておりまして、許可対象食品群名というものが何かと申しますと、病者用単一食品の場合、低ナトリウム食品、低カロリー食品、低たんぱく質食品、低(無)たんぱく質高カロリー食品、高たんぱく質食品、アレルギー除去食品、無乳糖食品となっております。このうちの低たんぱく質食品に類似の表示をすることによって病者用の食品であるとの印象を与えるというところに触れるというふうに解釈を行政的にはしております。

安念委員 それは無理でしょう。だって、低たんぱくとかたんぱく質というのは客観的な事実であればというのは、事実です。特別の機能に適しているという表示とは違います。それはそういう印象を与えるという言い方をすれば印象なんだから幾らだって言えますけれども、それは法の解釈としては無理です。

玉川室長 そういう特別な用途に、それが適する旨の表示である。

安念委員 違います。法が無許可で禁止しているのは、適する旨の表示です。客観的なデータの表示を禁止しているわけではありません。それは私は無理だと思います。それは一度、再整理していただく必要があると思います。

玉川室長 いずれにしる、病者用のものについてでありますので、一般的にはたんぱく質というのはどちらかというところと足りなくて、先ほどの補充できるとかというところのカテゴリーに合っているものですから、医師の管理の下に摂取していただくような食品であると考えております。

安念委員 そうしたらわかります。

ただ、申し上げておくと、法律は特別の用途に適する旨の表示を厚生労働大臣の許可なしでやってはいけないと言っているのであって、客観的に正しいデータであれば、それを言って悪いと言っているのではないことは明らかです。

玉川室長 客観的であっても、それを個別の許可なくして表示することは適当ではありません。

安念委員 だから、何度も言いますが、特別の用途に適する旨の表示をしたいときに許可を受けなければいけないんです。

玉川室長 その特別の用途に適する旨の表示の中に、今、申しましたものをですね。

安念委員 それは無理でしょう。だって、正しいデータなんです。特別の用途に適する旨の表示ではありません。

玉川室長 正しいものであっても、そのカテゴリーのものについては許可を必要としています。

安念委員 御省の解釈はそうであるということにはわかりましたけれども、それは法律の授權を超えた解釈だと思います。

八田主査 そうですね。これは持ち帰っていただいて検討いただくということにしましょう。

安念委員 ちょっと御検討いただけませんか。

玉川室長 いずれにしる、低たんぱくの食品というのは腎臓病用の患者のものでありますので、許可の際にはいろんな食事療法の際の注意事項などを併せて表示していただくとかそういうことが必要となっております。医師にたんぱく質摂取量の制限を指示された場合に限り用いるとか、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当であるとか、食事療法の素材として適するものであって、多く摂取することによって疾病が治癒するものではない、こうしたものはすべて、許可の上で表示していただかなければならない。病者用ということで、そうした規制をですね。

安念委員 特別用途食品であればね。

玉川室長 そのカテゴリーのものについては、取らないというものなのです。

安念委員 例えば、30%たんぱく質オフだというものも、それ自体の表示は無許可であれば禁止されるとおっしゃるんですか。今、おっしゃったのはそういうことです。それは無理でしょう。

八田主査 そちらの解釈の方を、腎臓病用低たんぱく質とって表示してはいかぬというふうにしたら合法的なわけです。

安念委員 勿論、それはわかります。

八田主査 だから、そういうふうになればいいではないですか。

大泉専門委員 結局、低たんぱく質米を必要とされるのは腎臓病の患者しかないということが前提となってるわけですね。

八田主査 法律にはそう書いていないでしょう。

安念委員 低たんぱく質のものが欲しいという人が他にいても、別にいいではないですか。

玉川室長 それでは、低たんぱく質は腎臓病の患者のためかという話になってしまいます。

八田主査 それは持ち帰って御検討いただきたいと思います。

さらに、特保についても、従来、生鮮食品には基準が全くなかったことが、生鮮食品の開発を難しくしているという事情がありますから、先ほど昆専門委員がおっしゃったような米とか麦とかについてだけでもいいから、医学的な証明があった上でこういうことをやればいいという目安を御提示いただければ非常にいいと思うので、その御検討も持ち帰ってお願いしたいと思います。

玉川室長 気持ちはわかりますが、審査経験がゼロなものについて、なかなか簡

単ではありません。

八田主査 それであるがゆえに、クリエイティブな行政としては、やはりポジティブにやりましょう。是非、その2点に関して御検討を願いたいと思います。

玉川室長 消費者の健康保護を第一に、御指摘の点については検討したいと思います。

八田主査 両方とも考えていくことです。消費者の健康保護も健康増進も考えてください。二つの兼ね合いだと思ふんです。

とにかく予測不可能なときに、誰かがやるだろうと置いておくのではなくて、行政の方がある程度、こういう基準だったならば両方ともうまくいこうとすることを御提示いただきたいと思いますので、是非、御検討いただきたいと思ふます。

どうも、お忙しいところありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

(農林水産省関係者入室)

八田主査 どうもお忙しいところをお越しくださいますてありがとうございます。

農林水産業・地域産業振興TFを行っております。こちらは、私が主査をしております八田でございます。そして、向こう側から米田委員、安念委員、本間専門委員、大泉専門委員、昆専門委員でございます。よろしく願いいたします。

今日は、農林水産省の皆様にはらしていただきました。前もって御質問をお送りしておりますので、早速、御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

竹森課長 それでは、質問についての回答でございます。

1の生鮮食品の栄養成分の表示についてということでございます。御質問は、御省は、機能成分米商業化シンポジウムなどで生鮮食品について、栄養成分を比較した表示・販売をしてはならないと助言しているとの指摘がある、この助言の根拠を教示願いたいということでございます。

私、生産局の農産振興課の米の生産対策を担当しております。実は、このシンポジウムで、発言をした職員というのは私の課の職員でございます。この事実関係を聞いたところ、私どもの方で、生鮮食品について栄養成分を比較表示すること、何と言いますか止める規定なり法律根拠はございません。むしろ私どもとしては、米の機能性をうたうことで新たな用途を開発したいとか、そういう意味ではむしろ積極的に進めたいというのが、私の生産振興の立場から言えば、そういう立場でございます。この助言で、私どもの方からこう言ったというのはちょっと、どういう経過というのは、私ども、本人からも聞きましたし、シンポジウムの議事録も見

せてもらったんですが、私どもが表示をしてはいけないというふうに助言をしているという事実はなかったということでございます。

八田主査 実際、表示をしてよいということですか。

竹森課長 表示をしてよいといいますが、それは具体的に言えば、厚生労働省なりそういう基準は別途ありますので、それはそちらの方で見てもらう。

八田主査 基本としては。

竹森課長 私どもが指示をするものではないということです。

八田主査 今、厚生労働省から聞いたばかりで全く問題ないと、これを制限する法律は全くないということでした。

事務局 続きがあります。

箄島課長補佐 では、続きまして、生鮮食品の栄養成分の表示につきまして、今、お話のございましたことでございます。御質問いただいておりますのが、生鮮食品の栄養成分表示について、例えば、米の場合、厚生労働省ホームページにおきまして、現在情報提供をされている栄養成分を米袋に表示して販売することは可能かという御質問かと思っております。

1点、厚生労働省のホームページにおいて、情報提供されているというところを確認して具体的にどこなのかちょっとわからない部分もあったんですけれども、米袋に、米が生鮮食品でございますので、栄養成分表示をすることが可能かどうかという御質問の御趣旨かと思いたしましたので、それにつきましてちょっと回答させていただきますと、私、今、表示・規格課ということでJAS法、農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律というところの運用の方を担当させていただいているんですけれども、そのJAS法では、栄養成分の表示につきましては規制しているものではございません。そういう意味では、ただ、表示の関係の法律と申しますのは、例えば、先ほど厚生労働省から御説明があったと思えますけれども、健康増進法でありますとかあるいは公正取引委員会等の関係で景表法もあるんですけれども、そちらの問題がなければ、JASでは、繰り返しになりますけれども、栄養成分について規制しているわけではございませんので、ただし、消費者の誤認を招くような表示があると問題なんですけれども、それが無い限りは、できるというふうに考えております。

八田主査 ありがとうございます。

箄島課長補佐 続きまして、今度は米以外のということで、御質問いただいておりますが、多分、生活習慣病の予防に加えまして、国産農産物の需要拡大の観点から、機能性農産物の普及が進むことが望まれ、そのために、生鮮食品についても、栄養成分の表示が進むことが有効だと考えられるけれども、栄養成分の表示を進めることについてどうなのかということの御質問かと思っております。

ここは、今申し上げさせていただきましたように、米であろうとそれ以外の農産

物でありましょうとも、私どもの所管しておりますＪＡＳ法上は規制はございませんので、繰り返しになりますけれども、健康増進法を含めまして、他法令の問題がないのであれば、消費者の誤認を招くような表示がない限り問題がないと考えてございます。

八田主査 どうもありがとうございました。

それでは、委員から御質問とかありますか。

昆専門委員 今のお話ですが、多分、御存じかと思えますけれども、福島県でこの機能性米を初めから取り組んでおられた方でいらっしゃるって、私もよくお取り組みを存じ上げている方がおられますけれども、その方が、ずっとお取り組みになっている中で、最近、シンポジウムの話題として出たのかどうか確認はしておりませんけれども、その関係者の方々から、そういうお話が出た、それで、あまり表示することに積極的ではなくて、何といたしまして、インフォーマルな形で流通させるようにされたらどうかという示唆を与えられたというんですけれども、彼としては、きちっとした商品としてあるいは自分の事業としての責任感も含めて、きちっとした表示の中でやっていきたいという感想を持たれたという、それに非常に真面目に取り組んでこられた方ですから、そうトンチンカンなことを我々に報告するようなことがないような気がして。

八田主査 具体的に、クローズな中での販売をしなさいというふうに指示されたということでした。

箄島課長補佐 あるいは、どのようなお話をされているのかよくわからないので、ひょっとしたらトンチンカンなお答えをしたら申し訳ないんですけれども、例えば栄養表示、その栄養をどこまで表示するのかというところで、やはり明確なものであって、皆さんが統一認識で栄養表示と考えられる部分と、解釈の幅が若干あるのかなど、例えば、わかりませんが、仮に低タンパク米と考えたときに、低タンパク米で、どこどこに効きますと、病院用の食事に使いますみたいな形まで含めての栄養表示とお考えになるのか、ただ単に、例えば、通常の販売されているお米、比較対象を通常と言っただけではいけないのかしれませんけれども、五訂の標準成分表みたいなところに載っているものに比べて、こうだみたいな形で、具体的な数字を見ればわかるような形の、具体的な事実を表示されることの栄養表示なのかとか、いろいろな栄養の表示の仕方があるんだとは思っているんですけれども、そこがもし仮に、病院食みたいなところのいろいろなイメージを担当者が受けていて、それをという形だと、ひょっとしたらそこは厚労省さんとの話もあるので、農水省で責任を持って答えられる範囲ではないという形で、若干ニュアンス的にクローズな世界での話をされて、流通云々の話ということをさせていただいたことがあるのかもしれないんですけれども、ちょっと事実関係はわからないんですけれども、推測するにそういうこともあり得たのかなど、ただ、繰り返しになりますけれども、ＪＡＳ

では事実を表示する分は問題ございませんので。

八田主査 こちらもかつてどうだったかということには基本的に関心がございません。これから、表示するタンパク質が何%、カロリーがどれだけという表示をすることに関して、御省としては全く問題がないという先ほどの御発言を了解しました。

昆専門委員 是非、これは今農水省の方でも必要なことだと思っていらっしゃるわけですから、今現実には、厚生労働省と農水、開発した側のところと実際の生産者のお立場があるわけですから、それがよりやりやすくといいたいでしょうか、するための整合性を是非、農水省の方からもどんどん提起していただくような形になると、生産者の方もやりやすくなるのではないかと思います。

八田主査 特に、農業経営者から伺った話では、初期には、農水省の方からの指示で、せっかく新しい品種を作ったんだから成分も、低タンパクであるということも、きちんと表示しなさいということであったのに、健康増進法ができてから、一切そういうことをしてはいかぬと、成分の表示もいかぬというふうに急転回して変わったということなんですね。今回、そういうことは一切必要がないということがわかりましたからいいんですが、行政的にもそういうところを徹底していただければと思います。

あとは、このことについては事務局は特にないですね。

事務局 はい。

八田主査 それでは、この件についてはどうもありがとうございました。

次の件ですね。

2. 奨励品種指定制度、産地品種銘柄指定について

竹森課長 では、引き続き奨励品種制度についてお答えをしたいと思います。

1で、現在、都道府県ごとに奨励品種を指定して、都道府県が原種を管理し、都道府県の採種ほ場で種子の生産が行われており、実態として民間の新品種が奨励品種になることが極めて困難との指摘がある、このような現状では、新品種の種子開発の阻害要因となると考えるが、見解を伺いたいということでございます。

御存じのように、これまで稲等の品種開発というのは主に国、県の公的機関によって行われてきております。公的機関による育成品種が奨励品種の大半を占めているという現状がございますが、奨励品種に対する品種については、公的機関が育成した品種に限定はしておりませんし、また、民間で育成した品種についても一部奨励品種になっております。稲では2品種、小麦では1品種、二条大麦、これはビール麦なんですけれども、これをビール会社が育成した7品種が奨励品種という形になっております。

それから、民間事業者が育成した品種について、優良なものについては、積極的

に奨励品種に採用するよう都道府県に対し指導しているところでございます。民間事業者が、育成した稲品種の地域的適応試験の受委託等につきまして、社団法人農林水産先端技術産業振興センターが全国的な窓口となって、民間事業者と都道府県の契約のあっせんを行っております。

実際に、17年には、生産力検定、特性検定を合わせてそれぞれ4つの会社、それから特性といいますか、それは3つの会社で、それぞれ延べの試験数としては29とか33とか、受託を受けて言えば奨励品種になるための試験も支援をしているところでございます。

更に、18年の12月に都道府県に対して行った制度の運用状況についてアンケートをしたところ、県の方も従来品種よりも、優良な民間育成品種であれば、採用したいという意向を持っており県も多数ございます。本制度が、新品种の種子開発の阻害要因になっているとは今のところ考えておりません。

八田主査 ありがとうございます。これについて委員の方から御質問、御意見、伺いたいと思います。

事務局 4番までありますので。

八田主査 では、4番まで全部お願いして。

竹森課長 続けさせていただきます。2番目に、なぜ都道府県の採種ほ場でのみ種子生産が行われたものしか主要農作物種子法に基づく検査及び農産物検査法の種子検査を受けることができないのか教示願いたい。併せて、このような現状は、民間の新たな種子生産への参入の阻害要因となっていると考えるが見解を伺いたい。

答えとしまして、民間企業が育成した種子でありましても、その優良な種子の生産が確実と認められる場合には、各都道府県に対し圃場の指定の申請を行い指定を受けることが可能でございます。

その場合、その指定を受けて、受ければ、主要農作物種子法に基づく審査、それから、農産物検査法に基づく検査を受けることができるという形になっております。実際に、富山県では、富山県の奨励品種以外に38品種を実際つくっておりまして、これは米の品種でございますが、そのうち、1社は民間会社から委託を受けて7品種を、種子の生産圃場としての指定を受けて生産をしている。これは富山県の種子協会といいますか、それから現地の農協がいわば種子生産を受託する形で生産をしているという実態でございます。こういうことで、増殖した場合には、都道府県に申請して、圃場の指定を受ければ、検査なり審査を受けられるということになるということでございます。

それから、3番目でございます。育成要件を満たした民間の採種ほ場で生産された種子についても、主要農作物種子法に基づく検査及び農産物検査法の種子検査の対象とし、イコールフットィングを確保すべきと考えるが見解を伺いたい。

答えとしまして、優良な種子の生産が確実に認められる場合には、各都道府県に対し圃場の指定の申請を行い、圃場の指定を受けることが可能であり、その場合には、主要農作物種子法に基づく審査及び農産物検査法の検査を受けることができるので、イコールフットィングは確保されているというふうに考えております。

なお、従来品種よりも優良な品種であれば、それが民間により育成された品種、公的機関により育成された品種にかかわらず、奨励品種に採用したいという意向は、持っている県も多数ございますので、奨励品種への採用のハードルは決して高くはないというふうに考えているところでございます。

それから、最後になりますけれども、4番でございます。このような都道府県における奨励品種指定制度は、新たな種子生産者の参入、特徴ある種子の生産販売、普及の妨げになっており、今後、制度継続の必要性について検証すべきと考えるが、見解を伺いたいということでございます。

これも、奨励品種に採用するものについては、公的機関が育成した品種に限定しているわけではございませんし、また、先ほど申し上げたように、民間が育成した品種につきましても、一部奨励品種となっているところでございます。

なお、優良なものは積極的に奨励品種に採用するよう都道府県に対し指導しているところでございますし、従来品種よりも優良な品種であれば、それが民間により育成された品種、公的機関により育成された品種にかかわらず、奨励品種に採用したいという意向を持っている県も多くございます。

そういう意味で、奨励品種制度が新品種の生産販売普及の妨げになっているというふうには考えておりません。

八田主査 どうもありがとうございました。

事務局 続けて、産地品種銘柄指定について、先にお答えをいただいて、今のと併せて質問をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

回答4番でございます。産地品種銘柄指定について引き続き御回答をお願いいたします。

箴島課長補佐 では、4の産地品種銘柄指定についてということで、表示の関係でございますので、表示・規格課の方からお答えさせていただきたいと思っております。

御質問につきましては、品種登録を受けていれば、農産物検査法に基づく検査を受けて、等級を得ることを前提に産地品種銘柄とされていない品種についても品種名を表示できるようにすべきと考えるが、どうなのかという御質問でございます。これにつきまして、現在JAS法に基づきまして、玄米及び精米の品質表示基準というのがございまして、そこでいろいろ表示をしていただくということでルールが定められてございます。そこには、農産物検査を受け、証明を受けたお米について、品種、産地、産年の表示ができるようになってございます。

と申しますのは、現在、米は規格取引が一般的でございますし、かなりの米の割

合が、農産物検査を受けている状況がありますので、消費者の利益を保護するというものがございますので、そういう観点からしますと、表示と中身を一応確認する第三者認証の手法として、この農産物検査証明を活用することが最も合理的ではないかということで、そういう形での仕組みになっているところでございます。しかしながらではございますけれども、御存じのように米の生産、流通、販売等の形態が多様化している状況の中で、品種等の表示を行うに当たりまして、農産物検査を必ず受けなければならないかどうかについては、いろいろな御意見があるというふうに承知しているところでございます。

このため、品種名の表示ということにつきまして、どうしたらよいかということで、実は、私ども厚生労働省と共同で食品の表示に関する共同会議というのをずっと開いてきてございまして、今年の3月まで32回開いているんですけども、昨年の12月、それから今年の3月ということで、米の玄米及び精米の品質表示基準、米の表示の基準でございまして、これについて、今検討を行っているところでございまして、その中で、産地品種銘柄とされていない品種について、品種名を表示できるようにすべきではないかという観点からの検討を今進めているところでございます。

島田課長 続いてお答えをします。総合食料局の消費流通課長の島田でございします。私、農産物検査の担当でございまして、その関係をお答えさせていただきます。

4(2)の産地品種銘柄でございします。問の方を読ませていただきます。

「現在、選定委員会などに対して、産地品種銘柄指定の申請をする場合、過去から将来にわたる数年間の作付予定面積の提出が求められるほか、該当する都道府県での検査を求められる状況にある。今後、農業経営の規模拡大に伴い県間を越える生産を行う場合、このような都道府県ごとに農業経営者が生産を行うことを前提とした指定制度は、農業経営者にとって規模拡大の大きな障害要因となると考えられる。今後廃止を含めて制度の見直しを検討すべきと考えるが見解を伺いたい。」という質問です。

答えでございします。農産物検査というのは、米等の大量流通する農産物の効率的な流通を可能とするための規格取引の根拠となっており、というのが一義的な農産物検査の役割でございします。例えば、農産物の場合、非常に個々の農産物、生産物のできにばらつきがあるものですから、野菜等に見られるみたいに、卸売市場を経由する現物取引というのが一般的なわけですが、米みたいなものについては、農産物検査を行うことによって規格取引が可能となっております。これは現物を見なくても、例えば、新潟県産コシヒカリ1等と言え、どういうものかという、みんな同じ共通イメージを持つことができるという意味で、最も効率的な流通を可能にするものでございします。

今、米について見ますと、生産都道府県、産地と呼んでおるものでございしますが、

それと品種を商品単位として流通しておる、同じ品種の米であっても、産地によって評価が異なるという実態でございます。例えば、コシヒカリ、鹿児島、宮崎から北は岩手まで作られてございます。一番高いのは新潟県産コシヒカリでございます、大体、60キロ1万7,000円ぐらいで売られています。それが、例えば、茨城のコシヒカリですと1万4,000円ぐらいというふうに、60キロのコシヒカリであっても産地によって3,000円も違ってきちゃうという実態でございます、米という商品特性が都道府県と品種ということから商品構成をしておるという実態でございます。

こういう米の流通実態を反映いたしまして、農産物の産地品種銘柄というのは、都道府県単位、品種単位という構成にしておる次第でございます、米の流通実態から見てこれを変更する状況にはないというふうに考えております。

なお、農産物検査というのは、すべて民間の登録検査機関が行っておりまして、農産物検査を受けるか否かというのを全く生産者の任意というふうになってございます。

箴島課長補佐 続きまして、また、表示制度の関係でございますけれども、今、御質問いただいておりますのを読み上げさせていただきますと、現在、生鮮食品についてもDNA鑑定が可能となってきており、民間におけるDNA鑑定システムが普及している状況に鑑みまして、品種の表示については、必ずDNA鑑定を行うことを内容に含む自主検査に基づく表示制度とすることも検討すべきと考えるかどうかという質問でございます。

これにつきまして、先ほどちょっと申し上げさせていただきましたように、厚生労働省と共同で開催しております食品の表示に関する共同会議ということで、今、DNA鑑定等の農産物検査以外の根拠を持って表示することを可能にするということも念頭に置いて、検討を進めさせていただいているところでございますので、今後、検討を深めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

八田主査 どうもありがとうございました。

それでは、私の方から1、2質問させていただきたいと思うんですが、まずは、この食品の表示に関する共同会議は、大体いつごろをめどに結論をお出しになる予定でしょうか。

箴島課長補佐 今の様子では、事業者の方のヒアリングを進めている途中なものですから、今すぐどの時期というのはすぐにはお答えできないんですけれども、次の会議を7月なり8月、夏の段階、33回を予定してございまして、そこで1つの考え方をお示し、提案させていただくことができないかなとは思っているところでございます。

ただ、通常は、そこからまた御議論いただきながら、例えば、パブリックコメン

トをかけたなりとか、W T O への通報をかけたなりという形も経て、最終的な案を作成していく形になるものですから、最終的には、方向性を出させていただくには時間がかかるのかなとは思ってございます。

八田主査 本年度中ではあるわけですね。

箴島課長補佐 はい。

八田主査 それから、もう一つは、先ほどの産地品種銘柄についての(2)なんですけれども、コシヒカリは地方によって違うんだということですね。確かに地方、どこの産地であるかということ指定することもいいと思いますが、2つの別な基準にしてもいいのではないかと思うんです。まず、コシヒカリという指定があって、もし、言いたければ魚沼産だとか、そういう産地の名前を付加してもいい、そういうことをすることによって、先ほど来問題になっているような新しい品種を民間が開発したときに、全国でそれを生産することが可能になる、そして、少なくとも産地にこだわらない購入者の場合には、品質についてわかっていると、そして、産地にこだわる人は、更に追加的な産地があればいいというふうに考えますけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

島田課長 表示という話はちょっと置いておきまして、農産物流通ということからすると、今は米の市場取引で行われているのが産地と品種、これがセットになって商品単位を構成しています。だから、先ほどコシヒカリの例を出したように、産地によって価格が異なってきますし、やはり県によって米の評価というのが異なるという状況にございまして、米の流通実態、規格取引ですから、農産物検査の主目的は規格取引のための規格の格付けを行うということが役割でございまして、流通実態から見て今の都道府県、品種単位というのが最も合理的だということを感じております。

八田主査 しかし、別に産地にこだわらないという人もいますよね。そうすると、品種についてどこかで指定を受けたら、それと同じ種では、どこで生産してもいいんだということにして、そのかわり魚沼産と言っはいけないよという制度にしておくというのは合理的だと思いますけれども。

島田課長 今、農産物検査、民間の登録検査機関が行っておるわけなんですけれども、その登録検査機関が行う場合、主として玄米の形状を見てその品種を判定しておると、そして、訓練を積んだ農産物検査員が行うわけなんですけれども、目視による鑑定をやるものですから、品種の特性を覚えるのに訓練を要すると、そのことを考えますと、ある程度商品としてまとまったものでないと形状を覚えるということの作業が無駄になってしまうということがございます。だから、商品としてはまとまったもの、まとまった単位のもの、まとまって流通して、それが永続的に続くようなものというのを産地品種銘柄というふうに設定したいということでございます。

八田主査 しかし、コシヒカリならコシヒカリについての目視で見る訓練をどの

県の人もやれば、少なくともその県で、その県の名前を売って、それぞれにコシヒカリというのはどこでも出せるのではないかと思いますけれども。

島田課長 それがほんの小さい量にすぎないにもかかわらず、そして、コシヒカリというものの形状を覚えるということ自身が非常に無駄になってしまうと。

八田主査 要するに、そういうことなんですか、理由としては。しかし、では、その無駄に対して幾らかお金を払うとか、そういうようなことをすれば大丈夫だということですね。

島田課長 はい。今1俵大体農産物検査をするのは、60キロ当たり50円という低コストでやっている。それは、多く払えばその可能性があるかもしれませんが、それは、米の場合、たかだか1俵1万4,000～5,000円という数字なものですから、余り。

八田主査 わかりましたけれども、そうすると、ある程度数量が出れば問題がないということですね。

島田課長 だから、商品としてまとまるものであれば、それは産地品種銘柄にすべきだというふうに考えます。

八田主査 ある県でコシヒカリということで検査を受けたら、ほかの県でも、ある程度数字があれば、それはそのままコシヒカリということで、その産地は名前を付けずに出してもいいということですか。

島田課長 その県単位、品種単位で、流通しているのが米の流通実態でございますので、やはりその産地ごとの設定というのは必要だというふうに考えております。

安念委員 産地ごとの設定が流通の実態だとおっしゃるけれども、検査をそういうふうに行っているから流通の方がそうなっているのではないんですか。つまり、今の株と同じですよ。株だって、今は日本の株式というのは、企業ごとに1つの株だと思って、皆思っているからああいうふうになっているだけの話で、実際理論的には、ああである必要はないんですよ。つまり、数社をパッケージにした株とか、1つの会社の中でも、部門ごとの株とかといったら、理論的には出せて、今の会社法でも出せるのではないかという話がある。つまり、出す方の規格がそうだから流通の実態がそうなっているという、論理が逆なのではないかという気もしないではないんですけれども、そうではないんですか。

島田課長 私どもは流通実態に応じて規格というのはできておるというふうに思っています。

安念委員 考えてみると消費者からすると、新潟県というのはほとんど意味がないと思うんです。新潟県ならかなり広くて、いろいろな土壌の状況とか天候が違うわけでしょう。もし、消費者にとって有用なもっと細かい情報とか、もっと大ざっぱな情報でもいいわけで、何でそんな流通実態がそうなるのかという、どこかに情報のボトルネックみたいなのところがあって、人工的にそうなっているとしか思えな

いんですけれども。検査がそうだから流通実態がそうならざるを得ないんじゃないんですか。靴に足を合わせるのではないかという気がするんですけれども、違うんですか。

島田課長 市場での取引においても、県と品種というので取引が行われておると。

安念委員 いや、だから、それがなぜ行われているかということですよ。全然論理的な必然性がないじゃないですか。考えてみれば。

島田課長 だから、ある程度どこでまとまりをとるかということで、都道府県というのを1つの単位にして。

安念委員 それはまた人為的なものでしょう。

八田主査 道州制になったらそれはなくなるわけですよ。だから、どうも広い方がいいに決まっているわけですから、例えば、検査は道州単位でもやれるのではないのでしょうか。

安念委員 かもしれないし、あるいはきめうちで南魚沼郡でないとだめという消費者もいるかもしれないし、いずれせよ、行政区画で決まっているというのは消費者にとっては何の合理性もない、広いか狭いかはともかくとして。

島田課長 米流通の歴史的に現在の規格ができておるということ。

竹森課長 コシヒカリの場合は、実態としては食味の問題だとか、そういうものがあって、要するに、分けることに流通上のメリットが育てやすいというのも、つくっていくと、コシヒカリを全国で同じものができるかということ。

安念委員 それはわかります。だけど、県というのがどういう合理性があるのか私はわからない。

昆専門委員 この規制改革会議は、本質的にそれを通して農業の活性化だとか、消費の力が生産を促進するようなことを求めていることだと思うんです。実は、今のお米の流通というものの現実というお話をされましたが、だけど、食糧庁の調査で、農家が直接食べる方に、お送りしているのが、壮大な量になりまして、そのところでは、もっと別な要素が実はマーケットで働いているわけです。

それと同時に、ここで産地品種銘柄のことでと奨励品種のことをセットでお話しをしたのと、それが各県米であること、例えば、今の新潟の話だって、魚沼と佐渡は大体評価が高いです。それをあるレベルの人は皆さん御存じですよ。それと同じように、私は魚沼のコシよりも茨城辺りのさらっとしたコシヒカリが好きなんです。そういうふうにお客さんもいろいろですし、それこそちょっと前であればササニシキは大変なブランドだったけれども、小さくなっちゃいましたね。そういうふうに変化マーケットの変化というのが現実であって、それに合わせて変化してきているんだと思うんです。

その中で、特に民間育種はいろいろな新しい育種をしてきています。今は現実には3社ぐらいしかありませんけれども、かつては十何社ありましたね。もっとあっ

たんですが、みんなやめてしまいましたね。商売にならないからだと思うんです。実は、その中であつた開発みたいなものも、実は、今の日本の農業の状況、米の状況を考えると、いろいろな可能性のきっかけになつただろうと思うのをはた目から見ていると感じるわけなんです。

ところが、JAS法の表示でお米の表示をしようとしたら、直播に適する、しかも食味のいい、こんなような品種が民間で育種されたとしますね。ところが、栽培試験していた茨城県だけで登録されてもほかでは雑米扱いになります。そうすると1万円以下の米になっちゃうわけです。だけど、直播を進めて経営改善していこうと、しかもこれは食味がいいからやっていこうと、だけど、検査をしなくても、未検査品で売れますよというふうに突き放してお話になるかもしれませんが、それこそ新しいことにチャレンジする生産者がいたり企業がいたりするときに、むしろそのことを何か促進するといひましようか、それが今、農林水産省の政策としてそれはすごく必要なことですね。それが、県単位になると、県単位になるとどうしても現実問題として、民間育種の品種というのは排除されているとは言いませんけれども、非常に地域協議会的なところで、うちはこれをやろうということになつてしまう、あるいは今、私が存じあげる青森の農家の方で、これから安くつくろうと、だけど、これは県の品種にならないから困つたんだよな、なんという御相談を受けたことがあります。

だから、そういうふうに多様な経営の要求、要するに、風土の一部であるかのような農民と、消費者と、農林水産省と米流通があるのではなくて、個別の事業者がいて、勿論、適地適作がありますから、土地の事情によって味が変わるのはわかっていきますよ。だけど、そういうことも評価した上でも、魚沼でもしようもないお米をつくる人がいるわけです。

ところが、茨城のDランクの産地でも立派なお米をつくられる人がいます。そういうような意味からすると、現実のマーケットの状況などで考えると、この辺の旧来からの制度を相当いろいろ現実的に変えていくことが、今、努力している企業や個人を促進するし、マーケットを活性化させることにつながるといふ御認識はお持ちでないですか。

島田課長 確かに、農産物検査でいうと、表示のための検査、先ほどJAS法の説明をいたしましたけれども、農産物検査を受けて、その産地品種銘柄として証明をされたものしかJAS法上の表示ができないということがあって、今、委員おっしゃったみたいに、表示ができないものだから、雑銘柄とでしか売られていないという実態がございます。これについては、先ほど御説明したように、今、その検討をして直していこうと、農産物検査というのは、今は、残念ながら表示のための検査的色彩が強くなっているんですけれども、一義的にはやはり規格取引というための検査という性格づけがございます。そのために、ある程度ロットがまとまったも

のということが必要かなと、だから、表示のための手だてはまた別に考え、農産物検査の方は本来の大量流通の規格づけというふうに性格というのは純化していくのではないかというふうに考えております。

米田委員 具体的に、今、検討しておられる方向、新しい米の表示の方向についてもう少し詳しく御説明いただけますか。

箴島課長補佐 それは、幾つかの考え方があるんですけども、産地品種銘柄だとされていない品種も、品種名を表示しようとしていこうとしたときに、まず、先ほど御指摘もありましたように、DNA検査みたいなところで、客観的にこの新しく開発された品種ならこの品種ですということがわかってまいりますので、そのことの証明がついてくるならば、それをちゃんと表示するというのも考えられると思いますし、それで、DNA検査でなくとも、都道府県が種子証明みたい形で、この種子からされたものですみたいな形でちゃんと証明されて、それで作られたものだということが確認できるのであれば、それをちゃんと品種名として表示していくということもあり得るのではないかと、それも核に据えて、今、検討を進めている。

それ以外ですと、例えばですけども、米とは違うところで、生鮮食品の品質表示基準で、表示の仕方のルールがあるんですけども、それですと、自己が証明するような形であって、ちゃんと証拠を残しているという形であれば、表示というのはできるという形もありますので、そういう形を取るのか、せめて第三者認証みたいな方、第三者機関が入って、そこで証明してもらえばできるようにするか、あるいは自己であっても、ちゃんと証拠が残っているような形にすればいいようにするかということを経験が考えられると思うんですけども、それを今検討いただくようなステージに入っているところでございます。

米田委員 確認なんですけれども、一番最初に言われたのは、DNAの方ですか。

箴島課長補佐 DNA検査ですね、ちゃんとした検査機関に。

米田委員 もしくは、県単位で育成するというふうにおっしゃいましたけれども。

箴島課長補佐 県単位の育成ですか。

米田委員 県単位で調べるといいます。

箴島課長補佐 県で種子を、この種子ですよと証明していただくという。

米田委員 今、農専門委員の方から先ほど説明があったのは、民間の方が開発したものをもっと県単位ということに縛られずに、もっと流通させていきたいということに対しては、今、御検討されている方向で何か対応できるものなのでしょうか。

箴島課長補佐 DNA検査ですと、検査機関があって、そこで開発された民間の方が開発されたちゃんと種子があって、それを使ってつくられた米ですというのが確認できれば、その品種をちゃんと表示できるということが対応できると思いますし、もしそれが、民間の方が開発された種子であるということを経験がちな

ちゃんと証明してくれて、県内全部でなくても、特定のところでつくられて、それで栽培された種子だということが都道府県の力によって証明されるならば、それを表示するというのも当然対応できると思っておりますけれども。

昆専門委員 それは都道府県でないといけないんですか。

箴島課長補佐 都道府県でなくてもいいんですが、第三者機関としてどこがいいかということで、今の制度からすると、証明という点では、DNA検査が一番誰がいいと思うんですけれども、それ以外の方法としては、都道府県というのもあるかなということなんですけれども。だから、必ず1つでなければという、選択を幾つかの幅の中で今検討を進めさせていただこうとしているところでございます。

昆専門委員 例えば、そのDNA検査を受けたと、我が県では銘柄品種になっていない、だけど、その品種ですよとうたうには、どこかのそういう研究機関に持って行ってDNA検査をしてもらおう、すぐ出ますね。だけど、どのぐらいの量やられるんでしょうか。

箴島課長補佐 そこを、済みません。確かにDNA分析でやるとしたときに、では、どのぐらいの量でということもあると思いますし、仮にそのDNA分析でやろうとしたときに、持ち込まれた部分が、本当にその圃場からとられたものなのかというのと、それを本当に流通をされているのかというのを、もうちょっとそこまで確認して、セットになって認証といいたいでしょうか、信頼性が付けられる形になると思います。それをどうやっていくかみたいなこともちょっと併せて検討しなければいけないのかなと思っています。

昆専門委員 ちょっと話がずれて申しわけありません。今、総理大臣を含めて農業でもGAPの問題を話しますね。すごく農業で生産する側がそういうことをやってくると本当に産業になる必要要件なんですね。例えば、今のような米品種、これをやると、間違いなくこの品種をここでつくりますというのはその企業といいたいでしょうか生産者がそういう社会的評価を受けるに足る存在であるということの認証だけではなかなか難しいことじゃないですか。

箴島課長補佐 ですから、先ほど申しましたのも、検討の幅に幾つかあって、あと、一番最後に申し上げたところだったんですけれども、今の生鮮の野菜のように自己認証という形でちゃんと証拠を残すというのも当然あり得ると思います。それも含めて今検討をいただこうと考えているところなんです。もし、自己認証が認められるならば、お答えになるのかなと思っていますけれども。

本間専門委員 現状のことをちょっとお伺いしたいんですけれども、あちこちに優良な種子の生産が確実に認められる場合というのが出てくるんですけれども、具体的に、これはどういう基準を設定し、どういう場合について優良であるか、という判断をお伺いしたいんですが、それから、生産が確実にあるということを確認しているのか、その辺りをちょっと教えてください。

竹森課長 この優良な種子というのは、種子生産の場所と、それから委託を受けてやる、農業者が実際には種子を生産するんですが、そういう技術的なものがあるということが条件になります。具体的な条件は、都道府県で定めるということになっております。いわば、種場ですので、ほかの品種がまじらないようにきちんと管理できる場所でやることと、それから、管理をするときに、ほかの品種がまじらないように、一回一回、例えば収穫機を掃除をすとか、ほかの品種がまじった形にならない、病気のものがまじらない、そういう技術的なものをいわばきちんとチェックをした上で、要は、そういうことができる場所、できる人に種子の生産をお願いするというので、やっているものでございます。

八田主査 まだありますか。

大泉専門委員 この産地品種銘柄の質問内容なのですが、質問を読むと、農業経営者が米生産を行う場合に、産地品種銘柄が経営展開にとって阻害要因になるのではないだろうかという懸念ですね。要するに、小ロット流通の場合ですね、小ロット流通の場合でも検査を受ければその品種銘柄、産年、全部3点セットで表示できるわけですね。それが嫌であれば、あるいは何かの理由で嫌であれば、それは表示を受けなければいい話ですよ。だから、それは別に問題ないわけで、その経営者の判断として、表示を受けない判断もあるし、あるいは他県でもって検査を受けるという判断もあり得るわけですよ。だから、それが私も経営展開の阻害要因になっているとは考えていないんですが、問題は、登録品種でなければ表示できないという話ですよ。これは別に、農業経営者の小ロット流通に限らないんでしょうけれども、今の制度では、検査をする場合には、登録品種にはいってないとだめだということですね。ですから、各県では結構品種がごちゃごちゃと増えていますね。その辺はどうなんでしょうか。余りそういうことをやっていると、なかなか、新しい品種が表に出てこないし、人と違った品種で勝負しようということが阻害されてしまう。イノベーションが進まないということもあるような気がするんですけども。どうですか。

島田課長 まず、小ロット流通のことについてですけども、小ロット流通の表示というのは、産地品種銘柄になっていないもので、今現在、産地、品種、産年の表示ができないということがございます。

だから、農産物検査以外の根拠というか、第三の道があれば、小ロット流通の方もちゃんと表示して流通ができる、よりハッピーな状態というのできるだろうというふうに考えます。

小ロット流通ですから、一般の大量流通、農産物検査が対象とするような大量流通にないから小ロット流通ということがあるだろうというふうに思っています。

あと、奨励品種の話でございますけれども、今、奨励品種でないものも、私も産地品種銘柄にしております。

昆専門委員　　そうですか。

島田課長　　大体全国で今 530 ほど産地品種銘柄、県で品種という、産地品種銘柄を取っておるわけですが、6 割が、先生おっしゃった都道府県の奨励品種になっておりますけれども、あと残り 4 割は、奨励品種でないものもやっております。あくまで、その都道府県において、ある程度のロットのある商品、都道府県産の商品としては流通しておるものはできるだけ救うような形で産地品種銘柄の設定を行っております。それがゆえに、530 にもなっていて、民間の登録検査機関にとってはだんだんそれが負担になってきているという状況でございます。

昆専門委員　　それだけ県内に育成されたものが登録されている割に、民間の育成品種がなぜ、そのメーカーの方々皆さん、共通しておやめになった企業も含めて、登録のことで不便を感じて商売にならないという感想をお持ちになっているんですけれども。

八田主査　　しかも、海外で大変な速度でもって米とか大豆とか品種改良が行われている。日本だけ民間で行われていない、これはどうしてなのでしょうね。

竹森課長　　民間の育種、日本で言えば、野菜などは民間の育種が主体でございます。ただ、公的な機関が、日本の場合には非常にこれまでの育成の主体を担ってきたということがございます。勿論、海外でいけば、例えば、米、それからトウモロコシ、大豆も民間でかなり育成をされております。遺伝子組換えについてはほとんど民間会社がやっているという実態でございます。海外と日本の場合は、大きな違いというのが、かなり品種に対する取組姿勢が違う。例えば、日本で言えば、先ほどみたいにコシヒカリでも、例えばできた場所でかなり評価が違うというようなことがございますけれども、海外から入ってくるものはかなりそのところが品種ごとというよりは、かなりグルーピングがされて取引がされる。ですから、実態として、例えば、やろうとするときに、日本ではかなり品種の特性なりが厳しくチェックをされてなかなか民間の育成と、国、県が育成したものと比べられたときに、やはり総合的に勝つかどうかという議論になると、かなり難しい部分がある。それがやはり国なり県というのは公的な資金が一部入っているということもありまして、そこにやや歴史的な技術の蓄積の差というのでも出てきまして、なかなかやりにくい。

ただ、例えば、ハイブリッドライスとか、新しい技術を入れた分野では、民間もこれから入っていけるのかなとは思いますが、ただ、実際に品種を比べたときに、先ほども奨励品種になかなかなりにくいというのは、やはり総合力で比べたときに、まだそれだけどんどんつくっていいというような品種はなかなか出てきていないのかなと思います。先ほども言ったように、決して民間育成の品種を排除しているわけではないということです。

米田委員　　お尋ねしますが、今まで歴史的に都道府県ごとに行われてきたという経緯は理解したつもりですが、今後大きな方向として、今後こういう都道府県ご

との公共的な品種育成というのを続けるという方向なんでしょうか。それとも、やはり官から民への流れの中で、民間をなるべく育てていこう、民間になるべく移行していこうという方向に向かわれるのでしょうか、どちらでしょうか。

竹森課長 今の具体的な品種育成でいけば、米などは、国は直接的な品種をつくるより有用な中間部門といいますか、その途中の素材づくりをして、県がそれぞれの地域に合った品種をつくっていくという形になります。そして、県はそれにどれほどの力を入れてやるかというのは、まさしくその県の農業として米づくりなり麦なり、そういうものにどれだけ力を入れていくかと。今、御存じのように、コシヒカリのように、それぞれの地域のブランドが形成されています。うちの県はこれで売っていこうというようなものの育成をされている。そういう意味では、県もかなり県の農業に占める米のウェイトが高いがゆえにかなりそこに力を入れている。

だから、その是非というのは、ちょっとあるんですが、やはり民間が入ってくるならもう少し技術的に違った分野といいますか、例えば、かなり特色のある品種だとか、そういうものが本当に出てくれば、実際に入れると思いますけれども、今のように味で、地域で、ブランドでやっている中に、ぽっと入ってくれるような・・・。

昆専門委員 その判断は、最終的にはマーケットが決めるものだと思うんですよ。例えば、ジャガイモで、男爵だとか、メークインとか、100年以上も前の品種を日本で使っているわけです。世界中を見たら、あれの血を引く新しい品種は山ほどあるわけです。それはマーケットがそうしたんだと思うんですよ。日本の官の育種者でも優れたものをいっぱい作っていらっしゃるわけですよ。だけど、では、お芋を食べる食べ方が全然100年前と違うのにもかかわらず、そういうことであって。官の研究者は劣っているなんと言っているんじゃないですよ。だけど、なぜ民間の企業の力というものが、こういう自由社会であるのかということを経営の中に反映させていくとすれば、基礎研究部分をやるというのは非常によくわかりますけれども、なぜそれだったら県でなきゃいけないのかと、だって、先ほども道州制なんという話が出ましたけれども、何で県という廃藩置県以来のこの単位で考えなきゃいけないのかということも、未来から逆算して考えたら、その次のことを考える必要があるのではないかと思いますけれども。

竹森課長 先ほど都道府県のアンケートを聞いたときも、やはり県も財政的な合理化をしなければいけない、そうすると、自分だけでつくるより、いいものがあればそれを積極的に入れていこうという姿勢は出てきていますし、例えば、実際に育成するのも、できるだけ民間に委託をすれば、審査そのものは県がやるんですけども、実際の実行上はやはり民間に委託をすれば、そういう。

昆専門委員 だから、県ごとにやるというのが、登録にすごく経費と手間と時間がかかっていると、だから、先ほど別の機関でやればいいのかというお話も、確かに理

屈はあるんですけども、何か品種登録がされていること、あるいはその品種登録についてDNA検査ができるわけですから、そういう意味合いでは、品種名をうたうだけであれば、さっき言った産地のことは、うそをつけば商売では排除されていくわけですから、そういう理屈が農業の世界の中にも入っていかせるべきだし、育ちつつあるということ、この制度の中にも反映させていくことができないものかなということなんですね。

八田主査 今、昆委員がおっしゃったことを整理させていただくと、まず、先ほどからのお話で、一応、お立場としては、産地品種銘柄は県別でこれからもがっちり維持すると。その一方で、表示に関しては、DNA中心でかなり自由化していった、表示が可能なようにしていくということですね。

箆島課長補佐 その検討を深めるという形で。

八田主査 検討を今していると、そういうことですね。その場合には小ロット生産でも全国販売可能になると、そこまでわかりました。それでは、最初、小ロット生産でやっていた農家が生産を拡大していく際に、この表示だけはできるんだから、産地品種銘柄指定を受けることを諦めて、産地品種銘柄指定ということを経由した形で、相当に大きな生産を他県でやるようなことは可能でしょうか。新しい表示方法は、障害にはならないということなんですか。

島田課長 そんなに大きい障害にはならぬと思いますけれども、どちらが効率的かということになると思います、選択の方法として。農産物検査の産地品種銘柄の証明を受けたことによって表示も可能だし、その他の方法でも可能なわけですから、それは選択の自由というのは働くと思います。

そして、ある程度ロットがまとまれば、我々が規格取引の対象が、農産物検査の産地品種銘柄でございますから、ロットがまとまれば、それは産地品種銘柄に追加するというのは当然出てくると考えています。

八田主査 それは消費者に対するアピールの点からそちらの方がいいと考えるだろうということですか。

島田課長 流通の効率化という点と、消費者のアピール、どちらがアピールするかというのは同等だと思いますけれども、表示の方の話では。

八田主査 流通の効率化に関して県単位でやるのがいいというのが、さっきからのお話でよくわからないですね。それこそ道州制でやってもいいだろうし、もうちょっと広げてもいいのではないかという、要するに。

島田課長 今、商品の世界が江戸時代からずうっと県単位というか、実態的には。

八田主査 江戸時代に県なんてないですから、福岡県なんて博多と小倉なんて全く言葉が違いますよ。

島田課長 近江米が、江戸時代の大阪の堂島米市場の標準品になっていたというような実態があるものですから。それは1つの例なんですけども。

八田主査 今考えているのは、非常に災害に強いとか、それから収量が多いとか、そういうような品種についてということです。そのような品種についても、大口ロットでやるときに、何らかの表示をするだけではだめで、何か障害になるといったらこれは問題だと思うんですね。

ちょっと時間もなくなりましたので、これについて、この表示ができるようになるというのは大変いいと思うので、審議過程を是非、当会議にも御報告願いたいと思います。そして、それについて私どもの方からも、地域振興という観点から意見を言わせていただくことになると思います。それから、できるだけこれを早くやっていただければと思います。

一方、産地品種銘柄指定の方も、今日のお話を伺いましたけれども、県別ぎりぎりやるというのを何とかして緩和して、品種について指定するというのでいけなさを御検討いただきたいというふうに思うんですけれども。

島田課長 商品実態というところから出てくるところはどうしてもこだわります。

八田主査 それを何とかして変えようということですよ。基本的には、先ほど安念委員おっしゃったように、そちらの銘柄の指定のやり方を変えると、商品の流通実態自体も変化を起こしてくるのではないかという。

島田課長 逆に、それだったら、例えば、北関東米というような、マーケットにおいて商品ができてくると思うんですが、それが現在ないと、やはり茨城県米であり千葉県米であると。

八田主査 それは県で指定を受けないといけないからでしょう。

島田課長 いや、例えば、同じコシヒカリで茨城県もコシヒカリという産地品種銘柄がありますし、千葉県も産地品種銘柄で千葉県コシヒカリというのを持っています。それなら、北関東産コシヒカリというマーケットにおいて商品が生まれてもいいわけですね。

八田主査 でもそれは1つの県で検査を通ればほかでも全部その北関東コシヒカリとして指定できるんならそうするんじゃないですか。

島田課長 そういう意味ではなくて、それぞれほとんどの県において。

大泉専門委員 例えば、千葉の経済連が千葉産コシヒカリを売るし、茨城は茨城県の経済連が売るから、自分たちのネーミングをして茨城産コシヒカリだと。ところが、北関東に販売主体がないから、北関東産コシヒカリがないと、そういう話ですよ。

八田主査 では、産地銘柄を県単位で受けなくて、コシヒカリということを受けて、どこが売ってもコシヒカリということにすればいいんじゃないですか。

島田課長 米の販売単位が県単位になっているからということです。

八田主査 最初から指定を北関東コシヒカリというふうにすると、してもいいと

いうことにしたらいいじゃないですか。そうしたらどこでもその範囲だったら売れるということになっていけば。

島田課長 売っている人が千葉県の農協の経済連で、県単位で売っているということなんですよ。

安念委員 その説明はとてもわかりやすい。

昆専門委員 だから、逆に言うと、魚沼産コシヒカリと言いますけれども、だれだれ産のコシヒカリというところがあるんですよ。そのもう少し大きいのが何々産という、だけど、行政単位としての県とか農協単位になるとそれがあいまいになって、あざとい米屋さんたちは、農協の米は買わないで、こちらのグループの米買うなんという人たちは当たり前で今流通でいますよ。だけど、そういうことを考えていくと、実は、行政制度をうまく利用している農協の単位の区分けということではなくて、もう少し現実の実態に合わせたことと、今お話しの管理システムとしての整合性をうまく取らせていくような工夫がもう少しあってもいいのではないかなということなんですよ。

八田主査 ちょっと時間がなくなりましたので。

島田課長 1点だけ、米の農産物検査というのは、あくまでも大量流通するような米の規格取引の根拠なわけです。一般的な米です。だから、今、昆委員がおっしゃったような細かいえらく多くの銘柄というか特徴のある米というよりも、一般の新潟県の米というようなところを流通の効率化のための規格ということから、新潟経済連が扱っている単位というのが1つの商品単位になっているんです。

大泉専門委員 だから、DNA検査さえやるようになれば、小ロットでも、例えば、南房総のコシヒカリといった表示は可能になるし、それから、魚沼の更に何とか町の何とかさんのコシヒカリというセグメントした表示が可能になるかもしれないという話ですよ。

八田主査 時間がまいりましたので。

米田委員 1つだけ。

八田主査 相当過ぎているんですけども。

米田委員 1つだけ確認したいのですが、今日の最初の議題にありました生鮮食料品に関する栄養表示についてですが、先ほどのお話の中で、食品の表示に関する共同会議において、生鮮食品の栄養表示についても、検討されているということでしょうか。

箴島課長補佐 いえ、済みません。生鮮食品の栄養表示というのは、JASでは今のところ事実に基づいて消費者が誤認するようなものであれば、問題がございませんので、そこはちょっと検討しているのではなくて、今やっているのは、米の玄米なり精米の品質表示基準をどうしていくかということなんですよ。

米田委員 もしそうだったら、よろしくお願ひしたいと言おうと思ってました。

八田主査 共同会議の結果については、これからも状況を緊密に連絡を取らせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

3. 加工用米、政府米の買入札等の情報提供について

八田主査 それでは、次は生産調整としてカウントされる加工米について、御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

吉井室長 総合食料局の吉井でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料は配られているということでよろしいでしょうか。5. 生産調整としてカウントされる加工用米についてでございます。

まず、1点目でございますけれども、生産調整方針作成者は、個人、法人、団体を問わず、都道府県の加工用米生産数量協議の場に参加できるようにすべきだということでございます。それにつきましては、まず加工用米につきましては、主食用等の米穀では対応しがたい低価格帯の需要の加工用途向けに供給することを目的として生産されているものでございます。

その取引主体につきましては、全国の生産出荷団体、これは全農だとか、全集連でございます。このほか、食糧法に基づきまして認定を受けた生産調整方針作成者、これを認定方針作成者と言っておりますけれども、この認定方針作成者につきましては、個人、法人、団体を問わずなり得るものでございます。

それから、御質問にある協議の場でございますけれども、恐らく地域協議会のことを指しているのかなと思っておりますけれども、特段この加工用米に関して、何か協議をする場を設けるといったような指導等はしているわけではございません。地域において、将来の水田農業のビジョン、そういったものを幅広く議論する場として地域協議会というものがございます。この地域協議会のことを、仮に指しているのであれば、この地域協議会におきましても、個人、法人、団体を問わず出席できるものとなっておりますということでございます。

続けてよろしいでしょうか。

八田主査 お続けください。

吉井室長 2点目でございます。

1の協議の場は、実態として農協系統機関のほか、一部の構成員の意思によってのみ、数量の決定がなされているとの指摘があるがどうだということでございます。先ほど、申し上げたとおり、この協議の場というものが地域協議会の場を指すということであれば、この協議会につきましては、資料の次のページに付けさせていただきました。また、地域協議会の構成員でございますけれども、ここにございますように学識経験者、農業者団体、消費者団体、農林水産団体、流通業者団体等々、個別の農家も含めて地域の実態に応じて、幅広い関係者を想定しているということ

でございます。また、この地域協議会の役割でございますけれども、全ての認定方針作成者が参画をいたしまして、客観的透明性のある公正な議論によりまして、ビジョンの点検、見直しであるとか、あるいは配分の一般ルールの設定等々について議論をしているということでございます。

また、戻っていただきまして、こういったことでございますので、地域協議会におきましては、加工用米は生産目標数量の外数扱いとなるわけでございますけれども、その配分数量の決定をこの場で行うという形には、仕組み上なっていないということでございます。

続きまして、3点目でございます。生産調整方針作成者が生産をした加工用米の出荷先が、実際には農協等の既存の集荷団体に限られているのではないかとということでございます。加工用米の取扱いにつきましては、具体的な要領を定められておりまして、その中に明確に取扱いについて規定をしております。その取組実態につきましては、農協等の既存の集荷団体に限定されるものではございません。実際にも、加工用米の生産者が需要者、実需者と直接結び付いている事例は相当程度ございます。

具体的な手続は、加工用米についてという別紙で整理をさせていただきました。下の枠囲いのところがございますけれども、概念図を準備させていただきました。点線で囲まれた部分でございます。上が全国出荷団体、生産者団体の取組に関わるもの。下がその地域流通農業者、関係者に関わるものということでございます。それぞれ農家と実需者との契約に基づいて、全国団体であれば総合食料局、我々、本省の方で認定をする、地域段階のものであれば農政事務所、地方機関が認定をするというような取組みによって、両者、実需者の計画に基づいて対応しているということでございます。

最後に4点目でございます。農業における経営発展の観点から、自ら加工用米の販売先を開拓した販売契約についても、当然、生産調整としてカウントすることを認めるべきではないかとということでございます。先ほど来、申し上げておりでございますけれども、一定の要件については、具体的に要領の方で規定をさせていただいております。

ここに1例挙げておりますが、例えばということで加工用途に流通され、かつ使用されることが確実と認められることということでございます。

生産調整カウントとして認めるということでございますので、この要件につきましては、横流れ防止、主食用の需給に影響を与えないといったような観点で、一定の要件を決めさせていただいております。そういった要件をクリアしたものについては、認定をするということでございます。したがって、自ら加工用米の販売先を開拓した販売契約につきましては、生産調整カウントとして認められるものであるということでございます。むしろ、国といたしましては、こうした生産者と

実需者が直接結び付いた販売の取組、地域の実態に応じた直売につきましては、生産者と実需者が直接結び付いたものでございまして、生産者の創意工夫が生かされるということがございますので、むしろ注目をしているということがございます。私の方からは以上です。

島田課長 問の6でございます。「米の官製需要、政府米の買入札に関する情報提供について。政府米の買入札に関する情報について、既存の納入業者には文書の送付などにより情報提供がなされているが、新たに届出をした米穀取扱事業者には、文書による案内が行われず、不公平な情報提供となっているとの指摘がある。ついてはメールアドレスの登録を受け、情報の一斉発信を行うなどにより、不公平感を解消すべきと考えるが見解を伺いたい。」という質問です。

答えでございます。主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律におきましては、米穀の出荷又は販売を行おうとする者、このうち事業規模が20精米トン以上のものは届出が必要というふうになってございます。これは米不足等の緊急時において必要があるとき、米流通業者の確実な把握を行う。米について不足等の事態があった場合は、米販売業者に対して、地域を指定して販売だとか価格の制限を行うということが、法律上決められておりまして、20精米トン以上のものというのは、その届出業者ということにしております。この20精米トンで流通量の大体8割ぐらいがカバーできるということになってございます。一方、政府備蓄米の販売及び国内産米の政府買入れについては、平成16年度から一般競争入札で実施しておりまして、この入札参加者については、会計法令に基づき一定の参加資格を定めている。例えば、政府備蓄米の販売先としては、政府備蓄米を買い受けるための最低限必要な資力を有している。お金がない人には、取りっぱぐれがあるといかぬということであります。我々の政府備蓄米というのは、刈り入れ後1年保管して、1年ないし2年かけて売るということでございます。

現在、私ども政府備蓄米を売っておるのは平成16年産米でございまして、普通、市中に売られているのは平成18年産米でございまして古古米、古米ではなくてもう一つ上の古古米でございまして。だから、余り競争力のない米でございましてから、我々としてはできるだけ多くの人に参加していただきたいし、多くのオファーをいただきたいというふうに考えております。

それで、入札参加者の資格審査につきましては、随時受付をやっておりまして、どんどん来てほしいということでございます。それで、審査の開始前に当省のホームページですとか、本省、地方局、地方農政事務所の掲示板に公示するとともに、プレスリリースも行いまして、広く参加者を募集しております。政府備蓄米の売渡しに関して言いますと、入札参加資格者というのは520業者ほどおりまして、入札に参加しております業者は250、大体半分ぐらいの者が参加をしております。

また、この入札の実施に際しましては、当省のホームページですとか、本省、地

方局、地方農政事務所の掲示板に公告しますし、また全ての入札参加資格者に対しましては、地方農政局、農政事務所からメールとか、場所によっては、あんまりコンピュータを使わないのでファクスでちょうだいというところもあるので、メールですとかファクスを使いまして、入札案内を出しておる。いずれにしても、私ども、どんどん入札に参加してほしいという気持ちでございますもので、わざわざ新規者と既存業者を情報上で分ける必要もなく、入札参加資格者にはどんどんどんどんと情報提供しておるといふ実態でございます。

八田主査 以上ですね。どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質問ありませんでしょうか。

ちょっと、最後について私が混乱しているのかもしれないですけども、ここでの質問は政府が、要するに、米を備蓄米のために買い入れるときと、今度それを古古米になったときに売るのと、2つあると思うんですが、私ども考えたのは最初の買い入れのときで。

島田課長 買い入れの方ですか。

八田主査 そこでの入札に関する情報が、余り公平になっていないのではないかという指摘があったんです。

島田課長 我々、買うときも入札への参加資格者に対しては、同じ情報を提供しているようにしております。我々、買う方もたくさん参加者があれば、より安く買えるわけですからウェルカムです。

八田主査 政府が売る相手としてはある程度の規模がなければならぬと。向こうが買うのが確実でなければいけないということは分かります。しかし、その政府が買い入れる方ですが、それについてはかなり小さな農家でもいいわけですね。

島田課長 ただ、ある程度ロットがそろわないことには、売るときはロットが我々、最低ロットが10トンで売りますもので、買うときもロットは100トン単位で買っております。ある程度、品ぞろえがないと売りにくいという、1俵1俵売わけにいかんものですから。

八田主査 売る方はわかるんですけども、政府が買い入れるときは。

島田課長 買い入れるときも100トン単位で買っております。

八田主査 そこで、それを売る農家に対する情報は、農協を通じなかった場合には、必ずしも情報がすぐわからないという苦情があったんです。しかし、程度登録した人に対しては、メールマガジンで知らせられますね。

島田課長 メールで。

八田主査 今、入札始まるから見てちょうだい、ホームページを見てちょうだい。そういう情報をお出しくださったら、不公平感はなくなるんじゃないかなという指摘なんです。

島田課長 今、もうホームページにはちゃんと掲載していますし、入札参加者に

対してはメールなりファクスで。

本間専門委員 出しているんですか。ただ、この間の彼の主張は、農家の多くはパソコンなんかは使いません。やっぱり紙ですという話。だから、情報提供は確かに農水省さん、いろんなどころでやっているけれども、それへのアクセスをできる人、できない人がいるので出しましたよ、だから我々は責任を終わりましたということではなくて、それをいかに公平に情報サービスを提供できるかという。全員を同様に、みんな一様にメールマガジンにアクセスできたり、ホームページ見られたりしていればいいんだけども、そこまで今農家のレベルが行っていない、そういう状態の中で、そういうサービスないしは情報をどういうふうに公平に流すことができるのかなという、その工夫だと思います。

島田課長 入札参加資格者、相手を限定しているわけですから、そこには、例えば、コンピュータ使いませんよというときにFAXで流したりはしているんですけども。

八田主査 葉書で出せばいい。

島田課長 今はFAXぐらいは普通にあるものですから。

八田主査 この間の話では、コンピュータを使うのは不得手な人が多いという話だったんですが、FAXでも流していらっしゃるわけですか。

島田課長 それもコンピュータ使いませんというところがありますから、それは希望によってはFAXを使っています。

八田主査 それでも解決するんじゃないんですかね。

大泉専門委員 政府米の買い入れに関しては、超過生産している過剰米地帯の米を買っているのではないかとか、地域的に不公平ではという話がありますよね。買い入れルールは本当にしっかりしているのかという声がありますが。

八田主査 そこまでは、私ども伺ったのではないですね。そういうところまで行ってなくて、純粹に情報をきちんと提供してくださいと、それで、それはされているということですね。

では、前の生産調整の話について。

昆専門委員 それはどういうことが存じ上げているんですが、どういうことが含まれていることか。ただ、去年も同じようなこと、集落営農が出てきて、それで、地域に任せているいる混乱しているのと同じように、システムとしては制度としてはできているんですが、いわば地域協議会というものの自身が、こういうふうなこういう構成員でやりなさいと言いながらも、現実的にはなかなかそういうふうでないように機能してしまう現実というのが、それが、こういう要望を出される生産者の方と言いましょうか、えてしてこういうのは意欲ある経営者であったりするケースが多いんですが、そういう反応があると、お感じにはなりませんか。

吉井室長 当然ながら、我々の中に一部そういうのがあるというのは聞いていま

す。それは、今、委員がおっしゃったのは、加工用米ということではなく、地域協議会の議論が本当にすべての生産調整方針作成者で実質的になされているのか、ということかと思うんですけども。

昆 専門委員 それは逆に言いますと、例えば、国では主食用では対応しがたい低価格帯需要の加工用途と見ているのかもしれないですけども、実は、いい酒米、いいモチ米は、加工業者からすればより品質のいいものをつくるわけです。これはお金がついてくるよということで、自然にこれがいくというのも現実的にはいろいろなところで見られるわけです。

逆に、すごいのがもしあるんだったら、積極的に進めてほしいという利用者からの、実需者からの要請があっても、なかなか折り合いがつかないわけです、金額的に。だから、そういうのがあればいいんですけども、なかなかうまくいかないで、人がいろいろ要請をしても、しょうがないというケースもまま聞くんですよ。

逆に、それは酒屋さんからも聞く話ですし、酒屋さんも、あの人はいい、要するに酒米ですから、栽培期間のある古い品種ですから、栽培は難しいですよ。それをちゃんとつくれる人はいい米もちゃんとつくれる人ですね。そういう人、いい酒屋さんが作ってほしいと思うわけです。アルコール混ぜないみたいな人は。でも、それが一致しないというのも、まあ、米を作らせない手段としてだけ、これはあると、要するに、生産調整にカウントしてくれという要求自身がちょっと前向きでないかもしれないけれども、でも、そういう意味合いを大きな意味合いで考えてみたら、要するに、配分をうまく分配しようという発想よりも、現実の、これからの米農業、水田農業を進めていくために、この制度があるからいいだろうではなくて、何かマーケットの要求も含めた形での御施策というのが必要なのではないかという気がするところなんです。

吉井 室長 加工用米の制度は、16年から始めているんですけども、生産調整だけのためにやっているわけでは当然なくて、事実、加工用米を需要する方々がいるわけですから、その人たちに計画的に加工用米を提供する、それをしっかりとやっていくということです。先ほどお話がありました捨てるみたいなことというのは当然予定をしているわけではございません。

現に、一定の農家の方に、加工用米を全部集めて、そこで効率的に生産を行う、品質のいいものを生産する、といった取組も当然あるわけです。ただ、今あるこの仕組みや制度によって、そういう結果になっているのかということ、我々はそうではないのではないかと思っているわけです。そしてまた、地域協議会での議論につきましても、なかなかうまく行っていないのではないかとこの御指摘もございました。我々も一部にそういったことは聞きます。私どももいろいろな通知を出しております、当然ながら、関係者漏れなくといいますか、すべての生産調整方針作成者にしっかりと地域協議会の中に参画をいただいて、そこで実質的な議論をしていただ

く、その議論に応じて物事を決めていただくということが重要だろうというふうに考えておりました、ことあるごとにそういった指導はさせていただいております。ただ、実際の運用につきましては、各地域協議会、これは事務局は行政主体、市町村の場合もありますし、場合によってはJA、これは地域の実態に応じてそれぞれ決めていただいている。どちらが効率的あるいは効果的に進むのかということで、それぞれ行っているわけでございますけれども、あくまでも我々は議論がうまくなされて、その結果がしっかりと地域の将来の水田農業の発展につながるような形に持っていきたいというふうに考えております。

あとは現場の実態に則した形で展開をしていただければというふうに考えているわけでございます。

そういった仕組みは、しっかりと整理をさせていただいている。ただ、いかんせん、16年から始まった仕組み、制度でございますので、まだなかなか知られていないという面はあるのかもしれませんが。実績としては、徐々に今、加工用米の取組では、地域需要者の実績というのも増えています。

昆専門委員 ということは、現実の問題が存在していると、今ここで要望された生産者の方が言われるようなことは事実としてやはり地域的には存在するだろうという御認識なんですか。

吉井室長 加工用米については、こういう問題があるといったことというのは我々は聞いておりません。今、昆委員おっしゃった地域協議会で、例えば、配分をどうするのかというのを決める、といったようなときに、一部になかなか議論がうまく行っていないのではないかというようなお話があるのは事実としてあります。これは全部うまく行っているわけではないです。これは当然あります。

昆専門委員 地域全体の話ですよ。そして一番やりやすい話になるわけですね。

吉井室長 最初の問の中でも、整理をさせていただいておりますけれども、地域協議会の中で、加工用米について何か議論をしてもらおうといったようなことというのは特に決めていたわけではないんですね。だから、そういう意味では、実際に加工用米を作りたい農家と、その加工用米を買いたい実需者があるわけです。その二者の契約に基づいて、例えば、地域農業者であれば、農政事務所の方に申請をしていただければ、先ほど言いましたような他の主食用米の需給に影響を与えないという要件が確認できれば、認定をしているということでございますので、申請が上がってきたものをお断りしたという話は、我々もほとんど聞いておりませんし、自主的に、これはまだごくわずかでございますけれども、16年から500トン、1,600トン、2,200トンと増えております。

昆専門委員 システム的には、まずいわけではなくて、市町村に丸投げしてしまうというか、やってしまうところに実は、市町村レベルでそれだけの、失礼ながら、能力がなかったりして、それが全部農協に行ってしまう。その中で、独立系の経営

者と、何というか公正な取引といいますか、イコールフットイングがあり得てない状況というのを私などはいろいろ伺うことがあるということなんです。だから、加工用米の生産調整のカウントということよりも、それを現実に、要するに、問題は現実ですから、そういうときに、他のいろいろな諸制度もあれですけども、あるということ。

吉井室長 先ほども申し上げましたとおり、事務局の話をさせていただきました。これは私ども16年産から米政策改革をスタートして、19年産から新しい需給調整システムということをやっています。この新しい需給調整システムというのは、JA等の農業者団体が主体にやっている需給調整システムだと、そういう中においても、当然、今まで行政がやってきたわけですから、行政の役割というのは非常に大きなわけがございます。事務局体制を見ても、現時点でまだ半々でございます。当然、地域の実態に応じて、行政がしっかりしているところ、これまでの歴史がありますので、ございます。そういったところは行政がしっかり担っていただくということは必要なのではないかと考えています。

また、JAはある程度力を付けているといったようなところというのはJAに担っていただければよろしいわけです。そういった地域協議会の中で、農業者団体、あるいは行政、市町村、あるいは他の方針作成者、いろいろありますけれども、こういった形で役割分担をしながらやっていくのかというのは、それぞれ各地域の実態に応じて、地域協議会の中で御議論をいただいて決めていただくことなのかなと。

大泉専門委員 昆さんが先ほどから言っているのはどういうことか、整理してみますと、要するに、農協と農業者、農業団体と農家のイコールフットイングの問題ですね、そういう話ですね。

実需者と結びつくときに、地域で話し合うというけれども、農協に行っちゃいますね、大体が。全農ルートでまた来たりするわけでしょう、情報が、違いますか。

吉井室長 そういう地域もありますし、地域の中で話し合う、例えば、加工用米であればそういう話ではなくて、それこそ実需者と相対でやっていただいて、加工用米の販売計画をつくっていただいて、それに基づいてやっていただければそれでいいわけです。

大泉専門委員 それは地域協議会にかける必要がない。

昆専門委員 それは全体からすればほんのわずかじゃないですか。直接産地にそれを求めてくる加工業者というのは。

大泉専門委員 例えば麦もそうですね。

吉井室長 だから、全国団体を通すものは通すもので別途あるわけです。これは全農扱い、全集連扱いのものがあるわけです。それはそれで県本部なりを通してやればいいわけですけども、自らそういう地域の実需者とパイでやりたいという人たちは、今、こういう形でしっかりと16年からは門戸を開いてやっている、そし

て実績が上がりつつあるということでございます。

それを止めているとかそういうことは全然ないわけです。

大泉専門委員 麦も、事前契約と地域協議会みたいなもので話し合う仕組みがあるじゃないですか。でも、実際は大体決まっていますよね、農協ルートで。農協だとか何かそういうところで実需者との結びつきは大体決めちゃうじゃないですか。

もっと言うと、この地域協議会自体も、農家と農協が入っているけれども、だから、フェアなんだというけれども、大体農協の意見ですよ。

吉井室長 いや、私が地域協議会のことを言ったのは、この加工用米の議論とは離れて、別の案件を、先ほど地域協議会の役割として、配分の一般ルールだとか、ビジョンの点検見直しとかあると言いましたけれども、そういったものを議論する際には、当然やはり必要になってくると思うんです。そこでしっかりと議論してもらおうということが必要だと思います。当然、行政の役割分担もありますし。

大泉専門委員 吉井さんがそうおっしゃるのもよくわかりますが、だけど、新たな米政策になって、地域に任せ、行政は引くんだとおっしゃる。それはオーケーなんですけれども、では、どういうところが声が大きくなっていくかといったら、地域でと言えは言うほど農協になってくるわけです。では、そこで、農業経営者とのイコールフットィングはどう担保されるのかといったら、やはりこれは地域の農業経営者の団体だとか、あるいは生産調整方針作成者とか、これは農協以外の。そういったところへ情報を流したり、あるいはもっと言うと地域協議会の議事録を作り何が話し合われているか第三者にも分かる様にするんですね。農政事務所が入っているから大丈夫というけれども、農政事務所だって、ただ入って何も言わないということが多かったりして、フェアな運営ということを担保するためには、何らかの別途の措置が必要になってくるんだと思うんです。加工米もそうだし、麦もそうだし、それから、この地域協議会もそうで、地域に任せると言えは言うほど地域的な声の大きい小さいのようなものが反映してきますから、その辺は補助金と絡むようですと行政は非常に注意しなければいけないところだと思います。

八田主査 今の議論だと、結局、地域に任せるけれども、もし、イコールフットィングを犯すような決定を地域協議会がやったら、それはアピールしていいと、そういう処遇を受けた人は特に、少なくとも当初はここで言っている加工米についてアピールしていいと、そういう制度をつくっていただければ非常にフェアになるだろうと思うんですね。

吉井室長 いや、それは当然そういうことになっているんだと思うんです。例えば、何かの取引のときに、農協に参加の人たちに有利だとかという話になると、例えば、独禁法の話だとかいろいろ問題も絡んできますので、我々需給調整の側から、あるいは需給調整を議論してもらおう地域協議会の中での議論、そういう形で当然指導することは可能です。我々の指導通達で公開性、先ほど言いましたが、客観

性だとか、透明性、こういったルールについても逐一指導はしております。

八田主査 しかし、いろいろ苦情処理のような機関が、例えば、電力の自由化とか、みんな作るわけですけれども、こういうふうにある程度自由化して分権していくと、そこで苦情があった場合に、地方でもってそういうことを聞きましょうというようなことはあってもいいのではないのでしょうか。要するに、公平な取り扱いを受けなかったというときに泣き寝入りせざるを得ないということになるのではまずいですよね。だから、そこでちゃんと分権化はするけれども、公平な取り扱いだけはきちんと担保されるような仕組みに作るというようなことが必要なのではないかと考えているんです。

吉井室長 それは例えば、どういう仕組みなんでしょうか。

昆専門委員 例えば、去年集落営農のことで、最近になって集落営農の問題点を本省の方にも窓口を作りました。あれと同じように加工用米だとか、産地づくり交付金の話とか、いろいろなことで、ただ単なるわがままを言うということではなくて、それが決定過程が不公正だったとか、我々の一定の正論ではないのという話を少なくともそういうふうに公の場に言えて、記録に残せるようなことをつくることもあり得ていいのではないかと。

吉井室長 透明性を確保しろというのは、これは常々我々もその現地に行ったときには指導しておりますし、通達にもそういったことは明記して指導させていただいております。

大泉専門委員 ですから、さっきの議事録をつくるとかいろいろ手はあると思うのですが。

八田主査 例えば、どういう仕組みがあるんだと。何らかの手段はちょっと御検討いただけないかという。

それでは、米田さん、何かありますか。

米田委員 今の議論に私も賛成ですが、これに限らず、農業問題は、結構制度としては公正につくってあっても、実際に地域で運用されるときには、このような問題がおきることがあります。私自身も地方を回って、これに限らずいろいろ聞いております。今後、地域に任せる、民間に任せるという方向において、運用上で生じる問題というのは大きくなってくると思いますので、不服申立てができるような制度ですとか、もっと簡単に苦情を聞いていただける窓口を作ることなどに是非積極的に取り組んでいただきたいと思います。

八田主査 議事録公開、情報公開というようなことも、促進というようなことも重要でしょうし、何らかの形で透明性を向上させるような手段の御検討をお願いしたいと思います。

それでは、今日、お忙しいところをありがとうございました。

4. 品種登録について

八田主査 どうもお忙しいところをありがとうございます。

事務局 大分遅れておりますので、5分程度でぱっと説明いただいて、先生方には10分程度でうまくまとめていただきたいと思います。済みません。

八田主査 わかりました。よろしく申し上げます。

小平室長 農林水産省の生産局の種苗課におります審査室長の小平と申します。よろしく申し上げます。

八田主査 よろしく願い申し上げます。

小平室長 いただきました問の3につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。まず、植物の新品種でございますけれども、御承知のように、農林業の生産においては生産性の向上とか、質の向上、更に逆に見ますと、消費者の方からはいいもの、おいしいものを食べられる、あるいは生活の質の向上といったことで大変社会生活に貢献するものだと思います。この新品種の育成というのは、投資がかなりかかるんですけれども、逆に、一度育成された品種は大変増殖をしやすいものですから、保護制度を設けているということになっております。

現在の制度は、ユボフ、UPOVと言いまして、新品種の保護に関する国際条約というものに私も日本は加盟しております、それに基づきまして国内的には種苗法というもので、新品種の育成者に対して知的財産権の一種であります育成者権を付与しているということでございます。

申請から登録までの審査過程でございます。提出しました資料の流れ図がございしますが、これで簡単に説明させていただきたいんですが、まず、育成者の方から、出願がございします。このときに、実際に書類に記載すべきものがそろっているかどうか、方式審査なりをし、更に、品種名称が適正かどうか、それから未譲渡性といったものについて審査を行います。この未譲渡性というのは、実際に出願された方は大体出願前後に販売を始めるんですけれども、出願より1年以上前に譲渡をしていたら、それは未譲渡性に引っかかります。新規性がないということで新品種の条件ではないということになりますので、そこの審査を行っています。

このようなものに問題がない場合には、出願公表といったことを行います。この出願公表をすることによって、仮保護という権利が生じます。この仮保護の権利というのは、出願者が、その品種が登録された後に、この審査期間において、自分の望まない利用のされ方をしたときに、そのような方々に対して、利用料とかの補償金を請求できるということで、いわゆる権利がここまでさかのぼって使えるというものを確約するものでございます。

出願公表の後は、実際に特性の審査というものをを行うんですが、新品種の審査におきましては、現物主義というのを取っております、実際に出願された品種と、それから既に出回っている品種の中で大変似ている品種を同時に栽培しまして、そ

の栽培データを基に本当に区別ができるかとか、それから均一であるか、それから安定性があるかといったことを審査することになります。

したがって、この期間が、少なくとも1年から1年半程度は必要だという状況でございます。これらの調査データに基づいて、先ほど言ったような区別性、均一性、安定性を審査し、それがよろしければ登録され、これが育成者権が付与されるということになります。

この出願から登録までの期間を審査期間と言っているわけですがけれども、ただたきました御質問の2点目で、この審査期間を短縮すべきではないかということでございます。

私どもも、審査を早く行って、この権利を早期に確定するということは、育成者のみならず、それを利用する方々にとって大変重要であると思っております。ただ、先ほど説明しましたように、書面審査に加えて実際に一緒に栽培をして、データを取って比較をすることによって、権利を付与するということがございますので、やはり一定の期間は必要になってまいります。

この添付資料の最後の資料に棒グラフがございますが、これは最近の品種登録の出願件数の流れでございますが、一番左が平成4年からですが、一貫とは言いませんが、右上がり、出願件数が増えてきておりまして、それに伴いまして、ちょっとこなしがうまくいかない面もありまして、下に、平均審査期間の推移というのもございますが、1997年に向かって、ちょっと平均審査期間が伸びてございます。1997年が平成9年ですが、このとき4.1年までかかってございます。

その後、いろいろな努力をしまして、昨年、平成18年には、2.9年まで短縮をすることができました。もう一つの資料、前のページの資料をごらんいただきたいんですが、下の方でございます。政府の知的財産戦略本部の決定がございますけれども、権利付与の迅速化をしたいということで、下から3行目でございますが平均審査期間の短縮目標の前倒しを図りまして2008年、これは平成20年になりますが、2.5年に短縮すべく今、大変な努力を払っているところでございます。

説明ペーパーの3に戻らせていただきますが、この2.5年に短縮することに向けまして、審査官の増員でありますとか、総合的な電子システムとかを構築して、円滑な審査を行うとか、あるいは海外とのデータの相互利用等を行うことによって、審査の迅速化、効率化といったものを進めていきたいと考えておりまして、まさに現在総力で取り組んでいるということでございます。御理解のほどをよろしく願いたいいたします。

八田主査 ありがとうございます。では、何か質問はありませんか。

昆専門委員 そういう御努力は理解しているところですが、例えば、2008年、平成20年度に2.5年という目標というのは、これはそれが限界ということなんですか。

小平室長 現在のシステムから見ますと、やはり先ほど言いましたように、どうしても1年以上は土の上に植えてみなくてははいけない。更にその前後の審査等が入りますので、全体平均してみると、今、2.5年に向かって一生懸命やるというのが、本当に当面の目標でございます。

昆専門委員 実は、この2.5年ということの、食料であるということの意味はよくわかるんですが、品種の特性その他について、遺伝子的に区分をすることは可能なことだろうし、あるいは栽培をして比較試験をすること、というのも必要なことかと思うんですけども、それは、食料として安定供給するというのが第一義の時代であった時代と、生産的に安定しないものだとか、食味の悪いものだとか、新規の商品としての特性がないものというのは、ますますマーケットの反応に応えた生産者たちが、それを判断基準にして、行動していく時代になっていくんだろうと思うんですけども、そういうことというのは、こういう品種の審査ということの中では、何か時代の変化といいましょうか、反映されていくことなんでしょうか。

小平室長 おっしゃられますように、例えば、DNAとかを使うということは、国際的な機関であるUPOVでも、多面的には検討されておりますが、現在の制度というものが、外に表れた植物の形質、それをもって本当に区別できるかどうかということを見ておりますので、遺伝子レベルの差があって、それが直接、その植物が別なものであると、品種が別のものであるということにはすぐには結びつかないということとして、現在、どこの国でもDNAの分析をして、その品種の、これが新品種であるかどうかということを決めるということは取っておりません。

逆にDNAの利用につきましては、例えば、侵害が起きたときに、これがこれと同じ品種であるかというときには、大変有効な手段であるとして使うということではございます。

一方で、先ほど、委員おっしゃられましたように、マーケットの反応とか、さまざまなことがございますが、それは1つのできた品種をどのように評価するかという面だと思っておりますが、一方で、育成者権というのは、1つの権利を植物の育成者に与えるということでございますので、先ほど御説明したように、大変品種の出願数が増えてきている中で、イメージしていただければ、今まで品種の距離とっておかしいんですが、ある程度あったものが、そういったところが埋まっていくということで、大変似通った品種が出てくるということになります。一方で、大変権利意識が高まるとか、こういったものをうまく利用していきたいという意識が高まっておりますので、私どもはそういった権利をきちっと見てあげなくては、将来の利用についても問題があるということで、きちっとした制度の下で、質の高い審査をしていきたいというようなことに重きを置いて、今、運用しているところでございます。

八田主査 DNAでだめならという理由というのをもう一つ、ちょっと短く言っ

てください。

小平室長 植物というのは、例えば、そのまま栄養性繁殖といいまして、切って植えれば、そのまま増殖するというのは、それは同じDNAが増殖していきますが、花粉がかけ合わさって種ができたりするものというのは、それぞれごとに、少しずつDNAが異なるものが集団となって一定の形質を出しているというものが種子植物で、そういうものは、DNAが一部違っていたからといって、それが別のものということは判断できないものですから、一概にDNAが違うから違う品種だよということで、審査の基準として使えないということでございます。

八田主査 ということは、DNAにばらつきがある場合に、それ全体をグループ化して特徴づけることが非常に難しいということですか、普通の肉眼で見たりなどしたら大体似ているもので、DNAはかなりばらつきがあると。

そうすると、そのDNAをある種の科学的なカテゴリーで、ばらつきがあるものをグループ化して、こういう特色を持ったら、全部DNAが同じでなくても、1つの種として認めるということが、今の段階では科学的に難しいということですか。

小平室長 グループングとかというのは、恐らく、化学のレベルではできると思うんですが、現在、今の品種登録制度で、例えば、花の形質が丸いところがとんがっているとか、例えば斑紋が入っているとか、外目に見て、区別ができるので、これは新しい品種ですよということが言えますが、それがDNAレベルでどこがどのように違うから反映されていて、区別できる品種になっているかということまでは、きちっと行きついていないので、DNAを見ただけで、区別できないということがあるということでございます。

グループとかは、多分、DNAの中で。

八田主査 そうであるならば、両方ともあればいいじゃないですか。見た目違うのもあってもいいし、DNAで特色づける種もあっていいと。どちらもあっていいように思いますけれどもね。そうしたら、随分このクラスでは、早く認定できるのではないですか。

小平室長 ただ、すべてのDNAのサンプルというものもまだ当然、皆様方お持ちではないですし、現在、DNAで、例えば、品種の識別をできるというのも、一部のDNAの部分を押さえて、ここここを見れば、この品種にはこういうDNAがそろっているので、品種識別ができるというような技術までは、できているんですけども、逆に、DNAの分析をして、その品種の区別を判断するというところには至っていないというのが現在だと思っております。

それから、もう一つは、例えば、果樹とかで、枝変わりみたいなもの、枝だけが一部変わって出てくるようなものがございますが、これは同じDNAの中で変わったものが出てくるということで、DNAは同じなんですけれども、外目から見ると違うということもあります。

八田主査 要するに、幾つかカテゴリーがあって、外目で見て、判定するのもあっていいし、DNAだけで判定する新しい種というのがあっていい。DNAで判定できるようになれば、えらく審査過程が短くなりますから、両方とも種類をそれぞれ用意するというにはできないんでしょうか。

小平室長 現在の世界各国が加盟している条約は、これは実際に栽培をして、それぞれ植物には基準がございますが、そういった形質を見て、これの区別があるかどうかという審査方法で国際的に審査をしております。

八田主査 わかりました。条約上の制約で、世界中DNA判定はできないということですね。わかりました。

米田委員 1つ質問なんですけれども、いただきました資料の中の国際条約の抜粋のところには、当局はこの審査において当該品種の栽培、その他の必要な試験を実施しと書いてありまして、必ずしも品種の栽培のみが求められるというようには読めないように思いますが、いかがでしょうか。

小平室長 栽培その他の必要な試験、例えば、栽培と、それから、病気の抵抗性があるかどうかという試験などです。

米田委員 栽培は必須であって、その他の試験が付加されると読めばよろしいんですか。

小平室長 必要であれば、例えば、病気の抵抗性などは別の試験で見るとかということですね。

米田委員 国際条約で現物主義というのが、規定されているというふうなことでいいんですか。

小平室長 はい。

昆専門委員 育成権者を守るためというお話で、基本的には考えられるわけですが、品種の科学的な検証というのは絶対に必要だというのはよくわかります。実は米に関して言いますと、特に今回、米に関して言っているわけですが、表示上の問題として、何々という品種だと明示したいと、そして、これはここで品種登録されるだけではなくて、産地品種銘柄とか、そういうこととセットになってJAS法の表示が出てくるわけですが、育成権利者の権利を守りたいということは、育成者たちがこれを短くしてほしいという要請を出しているわけですが、彼らが、いわば特許申請中とやってやるのと同様に、それをお米の品種登録、ここの品種登録制度だけの問題でないのものであれですが、後の、最終的にはJASの表記の問題を含めて、銘柄品種の問題も含めて、そういうことの整合性の中で、登録に至るまでの表現の仕方というのですか、というのは何か工夫の余地というのは、要するに、育成権者が、何というのでしょうか、実際に商売が早くできるといいんでしょうか、ということというのは、米の、品種登録だけではなくて、JAS法の表示の問題も含めて、何かそういう表示を仮保護というのがあれば、

何か表現することというのはあり得ないことなんですか。

小平室長 JAS法の方まで、どうやってお答えすればいいのかちょっとわからないんですけども、ちょっと外れたお答えになるかもしれません。ビジネス的に言いますと、先ほどちょっと私説明させていただいたんですが、出願の1年前以内ならば、未譲渡性というのに引っかからないので、当然、自分のつくった品種の商品性を確かめるために売ってもいいですし、それから、出願後、我々もできるだけ早く出願公表して仮保護の権利を打ち立てたいので、そこは一生懸命早くしたいということです。そうすると、さかのぼって権利の主張もできるということになっているので、そういったところを御利用いただくのがいいのかなと思っております。

八田主査 時間が押しておりますので、プロセスを早めているということで、ますますそういう方向で進めさせていただきたいと思えます。また、そのプロセスを早めている過程について、適宜こちらで伺うこともあると思えますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

5. 区画整理、基盤整備事業について

八田主査 どうもお忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございました。それからまた時間も押して大変御迷惑をお掛けしております。農林水産業・地域産業振興TFを行っております。こちらから御質問を御提示させていただいておりますので、早速御説明をお願いいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

雑賀課長 農地整備課長の雑賀と申しますけれども、私の方から一括してお答えしたいと思えます。

最初の間、区画整理、基盤整備事業についてというところですが、区画拡大が担い手の整備をしていくためにも重要と考えるが、実態として現在、圃場整備においてどの程度の規模の区画の整備が行われているのかということでございますけれども、平成16年現在の田の面積が258万ヘクタール、このうち30アール程度以上に区画整備された田の面積は153万ヘクタールでございます、59.3%です。

また、そのうち1ヘクタール以上に区画整理、1ヘクタール程度以上ということで、50アール程度のものを入れて計算しておりますけれども、そちらの面積は18万ヘクタールで全体の約6.8%というふうな形になっております。

次、2つ目の間でございますけれども、農業経営を考えた場合、区画整備においてどの程度の規模が望ましいと考えるかということでございますけれども、農業経営における生産コストの縮減の観点ということで考えれば、圃場整備の区画というのは大きい方が有利という形にはあるんですけども、勿論、いろいろな条件がございます、土地条件、地形の勾配がどうであるとか、土壌条件がどうであるとか、

それからあと機械の関係、どのような機械を農家の方が持っておられて、どのような営農をされるのかというふうな形で、随分形が、区画の形状などが変わってまいります。例えば、内地で大体大型の機械と言われているようなもののトラクターなどで営農される場合は、1ヘクタールを超えるとやはり機械の効率上、余り意味がなくなってくる。勿論、大型の機械を、もっと大きな機械を買われる場合は大きくなりますし、それを2台、3台使ってやるということになればもっと大きいという形は出てまいります。ただ、この辺は農家の方の経営の考え方ということにより、あとは地形条件が勾配がある程度あればどうしても大きくしていきますと、土工が大きくなりまして、やはり経済的に無理があるというふうな問題も出てまいりますので、そういったところを総合的に勘案して、地域地域の方で決めておられるというふうなことだと考えております。

それから、3つ目の問でございますけれども、米の輸入自由化等によって、将来米価が下落した場合、最低でも2ヘクタール以上の規模の圃場整備が必要ではないかというふうな御質問ではございますけれども、これも先ほどの問と同じでして、どういうふうな営農をやられるかということと、それから、どの程度の地形条件、土壌条件なのかということによって、勿論、圃場整備に伴う負担もございますので、総合的に判断していただくしかないというふうに考えております。

4つ目の問ですけれども、意欲ある担い手にとって経営規模の拡大に向けた土地改良は重要な経営課題であるということで、ついでには、基盤整備事業主体と同等の条件で、意欲ある農業経営団体が個別に土地改良をやることについて支援すべきではないかと。

この支援というところが補助事業の対象にということであれば、基本的に補助事業というものは個人というものを対象にしていないということで、最低でも複数名の方の参加申請が必要だというふうな体系になっております。なお、個人の場合は、農林漁業金融公庫からの低利融資というものは活用できるというふうな形になっております。

いずれにしても、土地改良事業、特に圃場や水路の整備については、一人だけで自分の区画をいじるということは他人の区画にも当然かかわってくる問題になりますので、なかなか一人だけで例えば、圃場整備をやるうとか、それから水路、水路などは特に集落全体でとか地域全体で使っているものなので、それを個人でというふうな話は余りなくて、いずれにしても、複数名の方、小さい圃場整備などの場合は複数名、大きい国営事業などになってまいりますと、何百人、何千人、何万人という方の申請でもって事業をやっておりますので、こういうふうな個人でというふうな実態はほとんど今のところ、我々の方としては余りこういうふうな課題があるというふうには承っていないというふうな状況です。

以上、簡単ですけれども、御質問に対しまして。

八田主査 どうもありがとうございました。

それでは、昆専門委員、御質問ございますか。

昆専門委員 確かに、圃場整備の利用集積がないとできないというのは事実なんだと思うんです。個人に対してというのも、制度上ある程度はわかるんですが、現実には、私どもいろいろ地域を見ておりますと、力のある、あるいは地域でも信頼のある経営者が、では、ここ1枚にまとめるからという形で、今、そういう割と簡易な技術があるわけですから、そういうことをどんどんおやりになる、そしてまた今時代も変わってきているものですから、逆に言うとそういうことが契機になっている変化する、あるいは自治体にしかるべき有効なリーダーがおいでになったりすると、そういうケースもあるかと思うんですが、個人1人とか1団体ということではなくて、例えば、今までみんな機械を買うのに、名目上の組合を作っているケースというのはいくらでもあったわけですから、そういうような形で、それが何かだましになってしまいますけれども、むしろそういう個人の努力といいたいまいしょうか、個人の努力という言い方はあれなんですけれども、意欲ある担い手たちの先見の明や、技術上の豊富さや、そういうことが土地基盤整備に生かせるといいたいまいしょうか、というような方法というのは何か考え方がないものかなと、農業経営を外から見ていますと、そういう感じが、そういうのはなかなかなくて、どこかに頼まなければいけないとか、あるいは最近では土建屋さんが、一部のそういう農業に入ってくる中で、そういうことをおやりになる方たちがいたりするんですけれども、そういうのをより大きな事業でなかったとしても、何か有効に生かす方法がないものかというふうに考えるんですが、いかがなものでしょうか。

雑賀課長 地域の中でも、我々としては勿論、担い手に農地を集めたいと、担い手に農業をやっていただきたいというふうな基本的なスタンスに立っておりますので、圃場整備事業をやはり契機として、そういうふうな担い手の方になるべく農地を集積していただけるような配慮ということではないんですけれども、まずもって昔は圃場整備事業というのは、圃場整備単独だけで、そういう担い手に集めてくださいというふうな要件をかませずにやっていたんですけれども、最近はそのようなこともあって、担い手にある程度以上集めてくださいというふうな要件をかませているということ。

それから、あと、地域の中でも担い手の方に農地を集積するとなるとどうしても、出し手の方の問題もありますので、地域の中でお話し合いをやっていただいて、どなたに出していただいてどなたに集積するのかと、しかも面的にそれがどの辺に置きますかというふうな問題があるので、そういったことを地域の中のお話し合いを促進するために、ある程度以上、例えば、担い手の方に集積していただけるというふうな形になれば、促進費というような形で事業費の何%とか、上乘せをするというふうな制度を使って、地域の中でのなるべく話し合いをしていただいて、担い手の

方に集めていただくというふうなことをやっているということです。

あと、工事そのものも、いろいろな工事のやり方というのがあるというふうを考えていまして、最近では直営施工というふうな言い方をしておりますけれども、地域の方が自らやりますよと、別にゼネコンが何かで工事をしてもらわなくてもいいですよというふうなものについては、勿論それで結構でございますということで、地域の方自ら工事をやっていただくようなそういうふうな事業の在り方というものもやっておりまして、農道の舗装だとか、ちょっとした工事であれば地域の方にやっていただいているというのもございます。

昆専門委員 それは、国庫補助といえますか、何かそういうのがあるんですか。

雑賀課長 あるんです。国庫補助の中の内数として。

大泉専門委員 ちょっと数点、ここに書いていないことなんですが、よろしいですか。

雑賀課長 はい。

大泉専門委員 目標はどのぐらいまで行くんでしょうか、現在 153 万ヘクタールと書いてありますが。

雑賀課長 土地改良長期計画というのがございますが、ちょっと私、数字そのものが今頭に入っておりませんのであれですが、その長期計画の中で、何万ヘクタールとかという数字を出していたと思いますけれども、最近ちょっと長期計画の在り方も変わってきて、公共事業で何万ヘクタールという数字でもって計画を立てるというのは、ただ単にそれをやるだけの公共事業でおかしいというふうな考え方もありまして、効果というふうな点で、やはり長期計画を定めるべきだというふうな考え方から、むしろ担い手の方を例えば、何万人とか、何%増やすとかというふうな数字を目標として示す形にさせていただいております。

大泉専門委員 それと関連しますが、今2つおっしゃった効果が2つあって、それから担い手の育成率がおありになる。その際の効果ですが、先ほど昆専門委員がおっしゃったことと関係しますが、例えば、今、工事費があるところで、10アール140万というのがあるって、その農地価格は60万円なんですね。60万円の農地価格のところに140万投資するというのは、これは経済的な計算だとどういうことになるのか。そこで、だから、工事費を安くするということが可能なか可能でないのかというふうなことです。それはおっしゃるように設計単価の問題があるんでしょうけれども、単価の問題はどうなのでしょう。

それからもう一つは、償還金の未払いというのがあるのかどうか、その場合、補助事業は個人にはなされないという話が先ほどありましたけれども、基盤整備事業、かなりの公共事業としての予算をお使いになっている。それが、最近担い手の集団化のことも視野に入れてというお話がありましたが、確かに基盤整備、非常に集団化に効果があるし、担い手育成にも非常に効果がある、集団化ができたときに、

促進費を上乗せしてますね。逆に、集団化ができなかった場合には、所有コストというんですか、を高めるというんでしょうか、償還金を、個人償還金をもう少し多くするとか、そういう仕組み、これは法律違反になりますか。そういう点を教えていただきたいんですが。

雑賀課長 まず最初の、効果という点において、大体反当たり平均的に140万円ぐらいということで、少し高いのではないかということなんですが、我々補助事業、国営事業でも同じですが、国の投資をして行う場合は勿論投資に見合う効果があるのかというふうなところは算定して、それが今、1.0を超えるという場合に限って補助を行うという形になっておりますので、ちょっと細かい計算が具体的にどうなっているのかというところはあれですが、一応、すべての地区においてB/Cを出して、Cは勿論出ますが、Bについても、多面的な機能というふうなところのBという部分もありますので、そういったものを合わせ技で、勿論、公費を上回る効果があるというふうな判断の下に、事業を実施しております。

あと、集団化ができなかった場合のペナルティーというふうな形だと思うんですけども、経営体育成基盤事業の場合は、集団が認定以上にならなかつたら、途中の段階でチェックをかけて、それができなければそれは支払わないというふうな形。

ですから、補助の対象にならない。また、最後の促進費の対象にもならない。

大泉専門委員 地域全体にそうなるわけですか。そういうふうな事業を仕組んだところに限られますね。

雑賀課長 そうですね。

八田主査 時間も来ておりますので。

大泉専門委員 要するに、利用権で流動化させるときに、その土地改良の、何といたしまして、負担金を今のような形で操作することによって、利用権が流動化する可能性があるかと踏んでもいいものでしょうか。

雑賀課長 法的にそういったものがもしくは制度的にそういったことが可能なのかというところは別に置いて、経済学的に考えれば、そういうふうなペナルティーを与えれば、それなりのインセンティブが働くのかもしれませんけれども、実質上、我々は基盤整備を担当している部隊ですので、基盤整備をやっているところにおけるインセンティブというのはありますが、基盤整備と関係ないところにおいて、ちょっと考えたことはないんです。

昆専門委員 それで、基本的な、標準的な基盤整備をするときのコストを下げるための新技術の導入だとか、そういうことというのは逐次行われているということなんでしょうか。

雑賀課長 今年も、段階的整備というふうな考え方で、今までの考え方というのは一気に全て整備してしまいたいというふうな考え方で140万円ぐらいかかるんですが、場合によっては、その畦畔部分だけを取るとか、要するに、新しく農

地を借りたいという方のニーズに合わせた、要するに、全てスペックがそろってなくてもいいのではないかと、そういうふうな圃場整備というのは可能なかどうかということを実証的にちょっと調査したいということで、そういうふうな調査を今年度から始めるとか、いろいろな発注の在り方について少しでも安くするようとか、あと、全体的にコストダウンというふうなことで、今、うちは15%のコストダウンということを掲げてやっていますが、いろいろな工事のやり方だとか、設計のやり方だとか、いろいろなところを工夫して、少しでもコストを下げるといふような工夫もやらさせていただいております。

昆専門委員 水田、圃場というのは、企業家にとっての工場なわけですから、マーケットに対してどういう工場をつくるか、経営者が一番わかっておりますから、ただ、行政的な判断ということにとどまらず、経営者の知恵というものが生きるような、そして、結果、税金も最初からできるような。

雑賀課長 勿論、土地改良事業は、そういう方々の申請に基づいてやる事業ですので、ですから、こういうふうな形にしたいなとか、こんなふうにやりたいんだということは基本的に申請者の方々が一応申請されるということですので、そういう声は十分に聞かせていただいてやらせていただいているというふうに考えています。

昆専門委員 償還金の未払いがあるんですね。

雑賀課長 償還金の未払いは、国の立場から言えば、県の方に償還を求めているわけなんですね。ですから、県から国の方に対して償還の未払いというものはありません。ただ、県の方から市町村、改良区の部分については、非常に高い償還率ですと、というふうな話をお聞きしていますが、具体的に、そうしたら全くないのか、あるとしたらどれぐらいあるのかというところは、ちょっと国の方としては現時点では把握しておりません、私の方では。

大泉専門委員 そうですか、わかりました。

八田主査 時間が参りましたので、今後ともいろいろと御相談をお願いすることがあると思います。よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

6. 農業金融の円滑化について

八田主査 どうもお忙しいところお越しくださいますありがとうございます。

農業金融の円滑化について御説明をお願いいたします。私ども、質問を前もって提出させていただいておりますので、それについて早速ですが御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

天羽課長 経営局の金融調整課長の天羽でございます。7の(1)から簡単にコメントさせていただきます。農業信用基金協会の保証審査に当たって、融資機関に

営農指導を条件としているとの指摘であるが、ここでいう営農指導がどのようなことを指しているのか不明である。必ずしも明らかではない。普及指導センターの普及指導員が行うような営農指導については融資機関に求められていないし、そのような実態があるとは承知していない。農業信用基金協会は保証審査に際して、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱、(以下、「S資金要綱」という。)に基づき、保証申込書及び借受申込書が農業経営改善計画書、資金利用計画書の記載内容と適合しているかを点検するとともに、債権保全措置等について確認することとしている。

S資金要綱においては、融資機関に対してスーパーS資金が制度の趣旨どおり借入農業者の経営改善につながるよう、貸付審査に当たっては、農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等の判断をするとともに、貸付実行後においても常に借入者の資金利用状況及び経営状況等の把握を求めているところである。仮に農業経営改善計画が計画通りに進んでいない場合には、技術面については技術的知見を有する普及指導センターなどとも連携を図りつつ経営の改善を促していく必要がある。なお、昨年行政減量・効率化有識者会議においても、融資機関が保証制度を安易に活用することで貸し倒れの心配がなくなることにより貸付審査を十分に行わなかったり、あるいは貸付後の債権管理が疎かになるといったモラルハザードが生ずることが指摘され、その防止の徹底が強く求められたところである。このようなモラルハザードを防止する観点から、融資機関が貸付審査や貸付後に融資先の経営状況の把握を行うことは重要であり、基金協会としても保証審査を行う際に、融資機関がS資金要綱に基づく経営状況の把握等適正に行えるのか、また、融資機関が把握した融資先の経営状況を基金協会に報告してもらえるのか等確認することとしているところであるが、融資機関が「営農指導」までも行うことを求めているものではない。現実に信用金庫の中にも、スーパーS資金を活用している者があるが普及指導員が行うような営農指導について知見を有しているかは承知していない。今後とも、スーパーS資金が制度の趣旨に沿って、適切に活用が図られるよう融資機関の役割など制度の趣旨を徹底してまいりたい。

(2)でございます。農業からのキャッシュフローを重視し、牛、豚等の動産に着目した動産担保、個人保証に過度に依存しない融資が見られるようにもなっており、一部では育成者権などの農業特有の知財、知的財産を担保とした融資の事例も出てきているところである。

このため農林水産省においては、金融機関、農協系統、農協以外の金融機関、政府系金融機関、農業生産者団体を構成員とした検討会を設置し、農業者の新たな資金調達方法について検討を行っているところである。知的財産や農業動産を担保とした融資手法については、担保管理の方法や担保評価方法、担保物件の処分方法な

ど金融機関の債権保全に必要な事項や、動産を担保とするのに必要な農業者の資産管理方法等について、今後も検討を進めていくべきと考えている。

八田主査 どうもありがとうございます。

天羽課長 (1)について、この話は、私ども聞いたことがなくて初めてなんですけれども、どういう事例だか教えていただければと思います。要件としていませんので、もし、そんなことを言っているようであれば、個別に対応したい。

事務局 これは金融機関からありまして、実際に信用基金協会の方に営農指導ができますかということを開かれまして、その営農指導というのが一般的ないわゆるモニタリングかどうかということも確認した上で、いや、違うと、一般的に農協がやっている営農指導員の営農指導ができるかどうか、そこを確認できるのであれば、その根拠を示していただきたい、ここまで言われたので、それは無理だということで申請を取り下げました、という指摘がありましたので、そこまで要件になっているかどうかを確認させていただくと、できれば、是非通知をしていただき、要件となっていないということを確認させていただきたいと思います。

天羽課長 その金融機関から教えていただいてもいいですし、事務局からでも教えていただければ対応します。

八田主査 それは、これからのことだけではなくて、一般的に。

事務局 そこまでは覚えていないんですが、広い地域でやられていることなのか、特定された地域でやられていることなのかと。

天羽課長 件数は少ないんですが、銀行とか信用金庫でも、スーパーSの貸付だとか、保証についても実績がありますので、多分、推測ですが、全国ということではないんだろうと思われまます。

八田主査 そうしたら、あと、(2)についてはどうですか。これはお答えとしては、検討してされるということですね。

それでは、今の(1)については、そういうことで、後で個別に御相談させていただくようお願いしたいと思います。それでは、どうもお忙しいところをありがとうございました。

(以上)